

御宿町告示第44号

御宿町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成16年9月8日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成16年9月17日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成16年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成16年9月17日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 御宿町個人情報保護条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成15年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 8号 平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 9号 平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 発議第 1号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書について
- 日程第14 請願第 2号 日本郵政公社の経営形態の堅持に関する請願について
- 日程第15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程 発議第2号 日本郵便公社の経営形態堅持に関する意見書について

出席議員（14名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
3番	式田善隆君	4番	伊藤博明君
5番	吉野時二君	6番	川城達也君
7番	式田孝夫君	8番	瀧口義雄君
9番	白鳥時忠君	10番	小川征君
11番	中村俊六郎君	12番	浅野玄航君
13番	貝塚嘉軼君	14番	新井明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	瀧口和廣君
教育課長	田中とよ子君	税務課長	木原政吉君
環境整備課長	井上秀樹君	農林水産課長	石田義廣君
建設水道課長	藤原勇君	商工観光課長	米本清司君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	氏原憲二君
代表監査委員	新井和夫君		

事務局職員出席者

事務局長	吉野健夫君	係長	市原茂君
------	-------	----	------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成16年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、新井和夫代表監査委員に出席いただきました。

これより平成16年9月招集、御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 本日ここに、平成16年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、個人情報保護条例の制定を初め平成15年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、平成16年度補正予算案など10議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

今年は前年の冷夏と打って変わり記録的な猛暑となりました。その恩恵を受け、夏季観光客の入り込み状況も、海水浴場前年対比37%、町営ウォーターパーク前年対比14%と、それぞれ増となりました。それに対し、月の沙漠記念館入り込み数は、天候に恵まれた屋外のレジャ

ーが盛んであったことが影響してか、前年対比9%の減となりました。

また、安全面に関しましては、プール、海水浴ともに水難事故は1件もなく、夏の御宿海岸の安全性、監視体制を確保することができました。ご尽力いただきました関係者の皆様、議員各位に感謝申し上げます。通算7カ年無事故を継続し続けることは安全対策が万全であることの裏づけであり、御宿の海がいかにか安全かつ快適であるか、今後広くアピールしてまいりたいと考えております。

次に、町では魅力ある海岸と緑豊かな自然に恵まれた環境を守りつつ、計画的なまちづくりを進めていくため、都市計画の導入について平成9年度から着手し、このたび平成16年9月7日に御宿都市計画が施行されることとなりました。この御宿都市計画決定に際し、積極的にまちづくりにご参加いただきました住民の皆様方を初め、関係各位に深く感謝申し上げます。

次に、8月19日に開催されました国保国吉病院組合議会全員協議会において審議された国保国吉病院医療計画変更は、同月31日、医療審議会において原案どおり承認可決されましたことをご報告いたします。

また、今後の予定であります、御宿中学校校舎改築工事につきましては、先般臨時会のご判断を真摯に受けとめ、再度全社指名がえのもと、9月29日に入札執行を予定しております。校舎改築への早期着工に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わりますが、さきに申し上げました10件の議案につきましては、十分なるご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。2番、松崎啓二君、3番、式田善隆君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) お諮りいたします。

日程第3、日程第4は関連がある議案のため、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第1号、議案第2号 御宿町個人情報保護条例の制定について、並びに御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の適正な取り扱いの確保について、自治体の責務として個人情報保護条例を制定するものです。また、これに伴い、当該条例の適正かつ円滑な運営を図るため、第三者的機関とする御宿町情報公開・個人情報保護審査会の設置が必要となることから、審査会条例をあわせて制定するものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、去る8月25日に開催されました総務常任委員会協議会にて協議し、ご了承いただいていることを申し添えます。

議長(伊藤博明君) 綱島総務課長。

総務課長(綱島 勝君) それでは、私の方から、まず個人情報保護条例を説明させていただきたいと思います。

この個人情報保護条例の制定の基本的な考え方でございますが、これは高度情報通信社会が

急速に進む中で、町の行政運営のあらゆる分野において情報の果たす役割が大変大きくなってきております。行政運営の効率化はもちろん社会のさまざまな分野に豊かさと便利さをもたらしております。その一方で、個人に関するさまざまな情報は大量かつ敏速に収集、管理または利用されることから、この扱いによっては個人の人格的な権利や財産的権利を侵すおそれがあり、個人のプライバシーの保護に関する施策が強く求められております。

国におきましても、個人情報 of 適切な取り扱いの基本原則等を定めました個人情報の保護に関する法律が平成15年5月30日に公布されたところであります。地方公共団体においても、これらの措置につきまして努力義務が定められてございます。

こういった趣旨を踏まえまして、当町においても個人情報の取り扱いについて必要な事項を定めた御宿町個人情報保護条例を制定するものでございます。

本条文につきましては、目次でございますように、第1章から5章までの47条の本則及び附則で構成されております。

各章ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1章 総則でございます。これは第1条から5条となっております。本条例の目的及び定義並びに実施機関、町民、事業者それぞれの責務について規定しております。

第1条については条例の目的で、目的といたしましては個人情報の適正な扱いと個人の権利利益の保護で、通常プライバシーと言われている精神的、人格的な権利利益の保護はもちろん、個人情報の取り扱いに伴い、保護する必要がある社会的または経済的な個人に関する権利、言いかえるならば個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利といった、いわゆる自己情報コントロール権を保障するものでございます。

2条の定義につきましては、条例で用いている用語の位置づけをしたもので、実施機関といたしましては情報公開条例と同様に、町長、教育委員会、選挙管理委員会、また監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業及び議会といたしております。

次に、第3条から5条につきましてはですが、これは実施機関、町民、事業者それぞれの責務について規定したものでありまして、この条例の目的を達するために必要なそれぞれの役割と責務を定めております。

第2章でございます。実施機関における個人情報の取り扱いでございますが、これは第6条から12条で構成されております。この章では、個人情報の収集、利用及び提供に関する制限並びに委託に伴う措置及び個人情報取扱事務の届出等について規定しております。

収集の制限につきましては6条に規定してございますが、個人情報の収集は個人情報の自己

決定権を尊重し、本人から請求することを原則としております。しかし、実施機関が行う事務の性質を考慮し、すべての個人情報を直接本人から収集することが困難な場合や合理性を欠くといったような場合につきましては、ただし書きの規定によりまして、例外に本人以外の者から個人情報を収集できることとしております。また、思想、信条、信教等内心の自由に関する情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、いわゆるセンシティブ情報については個人の基本的な人権の保護の観点からも、法令等の規定に基づく場合等を除き、原則として収集を禁止してございます。

次に、利用及び提供の制限でございますが、これにつきましては個人情報の取り扱いが個人情報の事務の範囲内に限られているものであることを踏まえまして、個人情報を目的の範囲を越えて実施機関内部もしくは実施機関相互において利用すること、さらには実施機関以外へ提供することについて、原則禁止する旨を規定してございます。

また、電子計算機等によるオンライン結合につきましても、事務の効率化や住民サービスの向上を図る上で不可欠なものである一方、この取り扱いを誤ると大量の情報が漏えいしたり、改ざんされるおそれがあります。法令等の定めのある場合や公益上特に必要と認める場合を除き、原則禁止しております。

また、行政事務を効率的かつ敏速に実施するために、事務の一部を業者へ委託することがございます。このような場合においても、個人情報が適正に取り扱われるよう必要な措置を講ずるとともに、事務の従事者についても、この義務づけを規定しております。

次に、12条の個人情報取扱事務の届出につきましては、実施機関が保有する個人情報を明確に把握し、より慎重に、かつ責任ある取り扱いを確保するため、さらに個人が自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を行使し、あるいは自己に関する情報の存在や内容の確認をする手がかりとして必要不可欠であることから、実施機関が個人情報を取り扱う事務を行うときに、あらかじめ一定の事項を町長に対して届け出ることを義務づけております。

第3章の開示、訂正及び利用停止でございますが、これにつきましては、第13条から37条で構成されております。

まず、1節の開示につきましては13条から24条にわたってございますが、開示請求の手続や開示方法、費用負担等について規定しております。

13条では、個人を本人とする開示の請求権について、すべての自然人に対し認めるとともに、死者の個人情報についても請求者個人の情報とみなせる情報については開示請求を認めることとしました。また、本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由がある場合に

おいては、代理人制度を設けることとしております。

14条につきましては、開示請求の手續等について具体的に規定したものであり、開示請求は行政処分を求めるものであることから、事実関係を明らかにし、手續の正確を期するために書面で行うということにしております。

15条については、適法な個人情報の開示請求があった場合は、実施機関は原則といたしまして開示義務を負う。また、制度の基本的枠組みを定めるとともに、不開示情報についても、不開示をすることにより保護される利益に着目し、法令秘情報や第三者に関する情報等、7つの類型を定めております。

第16条から18条につきましては、部分開示、また裁量開示、そして個人情報の存否に関する情報について記載したものでございます。

19条につきましては、開示請求の決定等について、14条の開示請求と同様、行政処分に当たることから、書面によりこれを行うことを明らかにしたものであり、20条につきましては、開示請求を受けてから決定までの期間について規定したものであります。

次に、21条につきましては第三者に関する意見書提出の機会の付与等について定めたものであります。第三者に関する情報につきましては、自然のことがら、不開示情報として手厚く保護されるべきものであります。公益性を考慮し、裁量的な開示等を行う際に、第三者に関する情報が記録されている場合は当該第三者の権利利益を保護する観点から、開示決定等の前に第三者に対して意見書の提出の機会を付与することを規定しております。

22条につきましては、開示の実施方法等について具体的に規定したものであり、23条については試験結果等の即時性の要求される個人情報については、口頭による開示請求並びに開示の実施をすることができる特例を定めてございます。

また、24条につきましては費用負担に関する規定でございますが、個人情報保護制度の趣旨・目的を踏まえまして、手数料については無料とし、写しの交付については情報公開制度と同様に、写し1枚につき20円とさせていただきます。

次の第2節の訂正でございますが、ここでは25条から29条で構成されておりますが、何人も自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思われるときは、その訂正、追加または削除を請求できる権利を明らかにするとともに、それらの手續方法や実施機関の義務について規定をさせていただきます。

次の第3節でございます。この3節については、利用停止ということで、30条から34条となっております。この節では、自己を本人とする個人情報の収集、利用もしくは提供の制限に

違反している、または不適正に管理をしていると思われるときはその利用を停止する権利を明らかにするとともに、その手続方法や実施機関の義務について規定してございます。

次の4節の不服申し立ては、第35条から第37条で構成されております。ここでは、開示、訂正または利用停止の請求に対する決定等について、行政不服審査法に基づく不服申し立てがあった場合の事務手続等について規定してあります。

まず、35条、36条につきましては、不服申し立てのあった場合に、より客観的で合理的な解決を図るために、第三者的立場からの意見として、御宿町情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨を規定するとともに、不服申立人に対し審査会に諮問したことについての実施機関の通知義務を規定したものでございます。

37条につきましては、第三者に行政事件訴訟法に基づく取引訴訟を提起する機会を保障するために、不服申し立ての裁決または決定の日と開示を実施することの間に、少なくとも2週間を置かなければならない旨を規定してございます。

次に、雑則でございます。38条から第43条で構成されております。この章では、ほかの制度との調整や苦情処理、さらには国等との相互協力についての規定をさせていただいております。

第38条では、戸籍の記載等の訂正や納税証明書の交付など、法令により自己に関する個人情報の取り扱いが定められているものについては、本条例を適用しないことを明らかにしているものでございます。

39条につきましては、個人情報の取り扱いに関する苦情について、実施機関に対する適切な、また敏速な処理を行う努力義務を規定したものであります。

40条につきましては、事業者が個人情報の取り扱いに違反していると認められる場合の町長の事業者への指導または勧告について定めたものでございます。

41条については、個人情報は町の区域内に限られて流通するものではないことから、個人の権利利益の保護のために、国やほかの地方公共団体、その他の相互の協力について規定したものでございます。

42条については、個人情報保護制度の健全な発展を延伸するため、各実施機関における本条例の施行状況を公表する。また、町長の責務において規定しているものであり、43条につきましては規則への委任を定めたものでございます。

次に、5章の罰則でございます。この章では、個人情報を取り扱う職員並びに委託業者への罰則についての規定を定めてあります。個人情報の不適正な取り扱いに対する罰則については、

本制度が地方公務員法の職務上知り得た秘密よりも広く個人情報の保護の対象となっていることから、地方公務員法の守秘義務違反及び法令等違反の規定により対応できるとは必ずしも言えないということから、本制度上の責務といたしまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に照らし、罰則の規定を設けてございます。

次の附則でございます。第1項から第6項になっております。

附則第1項の施行期日につきましては、周知期間を考慮いたしまして、17年1月1日といたしております。ただし、あらかじめ審査会の意見を聞くものとか、また個人情報の取扱事務の届出等に関する規定は、本条例の施行日前に行う必要があるということから、施行日を平成16年10月1日としております。

附則2項につきましては、電子計算機等のオンライン結合や個人情報取扱事務の届出について現に行っているものの読みかえ規定でございます。

次に、3項につきましては、現に行われている個人情報の取り扱いについて、収集、利用及び提供の制限等の規定に基づき行われたものとみなすというみなし規定でございます。

次の附則4項につきましては、本条例の適用除外についての定めであり、附則5項及び第6項については、本条例の制定に伴いまして改正の必要のある条例の一部改正について、それぞれ定めさせていただいたものでございます。

次に、御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

御宿町情報公開条例並びに御宿町個人情報保護条例の規定による開示等の決定等についての行政不服審査法に基づく不服申し立て等に対し、審査の公平性と客観性を確保するため、諮問機関といたしまして、審査会を設置するものでございます。

既に御宿町情報公開条例に基づき、御宿町情報公開審査会が設置されているところでございますが、情報公開審査会と審査内容がほぼ同様であるということと、また不服申し立ても同時期に並行することが想定されることから、行政運営合理化も考慮いたしまして、2つの制度の審査会を統一いたしまして、御宿町情報公開・個人情報保護審査会としての設置を提案するものでございます。

1条につきましては、地方自治法138条の4第3項に基づく町長の附属機関としての位置づけを明確にするとともに、審査会の組織及び運営について必要な事項を定めたものであります。

2条につきましては、本審査会の設置の根拠を規定したものでございます。

3条については、条例中の用語の定義について規定してございます。

4条につきましては、審査会の所掌事務について規定したものでございます。実施機関の諮問に応じ、不服申し立て等について調査・審議することとしたものです。

5条につきましては、審査委員会の定数について規定したものでありまして、6条については当該委員の任期を3年としたものでございます。

7条については、審査会の会長の設置及び権限並びに会長の職務代理者となる副会長について定めたものでございます。

8条は、審査会の会議の招集及び議長について規定してございます。

9条につきましては、審査会が実施機関から諮問される事案の審査のために必要な調査を行う権限について定めてございます。

10条については、不服申立人等が審査会において口頭による意見陳述権を有することを明らかにするとともに、補佐人について規定したものです。

11条につきましては、審査会の適正な審査、並びに不服申立人等の権利利益の保護を目的に意見書及び資料の提出権を認めたものでございます。

12条は、不服申立人等が実施機関の意見書または資料等によって閲覧または複写を請求できることとしたものであり、実施機関から提出された意見書等の資料は不服申立人等の弁明、反論のために参考となることが多く、審査会において公平な審議に資するためのものでございます。

13条は、審査会が情報の公開決定または個人情報の開示決定等の是非について審議し、必要に応じて非公開とされた情報または開示、訂正もしくは利用を停止された個人情報を実際に検分して調査・審議を行うといった審査会の性格を踏まえまして、その調査・審議手続が公開になじまないということから非公開とし、ただし、審査会の答申の内容については公表をすることといたしました。

14条については、規則への委任でございます。

最後に、本条例の附則でございますが、まず附則第1項におきましては、平成16年10月1日から施行するという期日を規定したものでございます。

附則第2項及び第3項は、経過措置を規定したものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

大変大事な条例だと思います。情報公開条例と表裏をなす形のものだと思いますけれども、情報公開の必要性、重要性ですとか、あるいは個人情報の保護の必要性というのは、私も含めて一般的に漠然と、みんな大事なものだとして理解しておりますけれども、なかなかその内容ですとか、手法ですとかいうものについてわからない。この2つの条例で、それが具体的に示されたものだと思うんですけれども、その中で、第3条に「個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意識啓発に努める」、次の第4条に「町民は、個人情報の保護の重要性を認識」する。実施機関の方で意識啓発を熱心にやっていただくことが個人情報の保護の重要性を個々の町民が十分理解するもとなるものだと、そのように思いますけれども、この辺の意識啓発の方法ですとか、そのようなものをどのように考えていらっしゃるのかということが一つ大きな問題になるのではなかろうかなと思います。

何点かお願いします。

次に、第8条に「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部若しくは実施機関相互で利用」「してはならない」と、このように述べられております。ただし書きとして、(6)に「保有個人情報を提供することに相当の理由があると認められるとき」はこの限りにあらずということが書かれておりますので、この辺は運用の仕方なんだろうというふうに思いますけれども、この辺の基準についてもどのように考えていらっしゃるのかなと。

これをなぜ私が伺うかといいますと、ほかの件で数回前の議会のときに、住民の届け出ですとか、家族構成に変化があったときの権利や義務が発生する、そういう届け出ですとか、そういうものがどこか1カ所へ届け出ればほかの部署でもそれが連動して、利用できるというところがかしいですけれども、サービスが提供できるようになることが行政執行の合理化にもなるし、また住民サービスの向上にもなるのではないかと。その辺がやはり縦割り行政の一番欠けているところではなかろうかということをごささせていただいた記憶がございます。これは出生のことをお願いしたんですけれども、まさにこれなどは運用の仕方によっては縦割り行政そのもの、また壁をつくってしまう条例の内容になりますし、また、運用の仕方によると個人情報が漏れてしまう可能性も含むけれども、サービスの向上にもつながるといようなことが考えられます。もろ刃の剣になるのではなかろうかと思っておりますけれども、この辺の基準は非常に難しいかなと思いますので、お考えがあればお願いしたいと思っております。

最後に、すべてのところが最後には審査会のところにゆだねられると。審査会というのが大変重要な役割を果たすものでございますけれども、かなりの知識あるいは経験、専門的なもの

が要求されるのではなかろうかと思えますけれども、この辺、人選についてどのような対応がなされているのか。

大きく分けて3点ですけれども、お願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 町民への啓発というような内容かと思えます。この3条でございます。それと、もう一つ4条については、町民への責務を与えております。これにつきましては、やはり個人情報の保護が社会的倫理、ルールとして定着するためには、町民一人一人が個人の情報の必要性を認識する必要があるということから、また、自己に関する個人情報の不用意な扱いによって権利また利益の侵害の危険をみずから招くことになるというようなことから、自己に関する個人の情報の適切な管理に努めていただくことと、また、自己の権利また利益について侵害される被害者となるのは本人だけではなく、またその扱いによっては他人の権利また利益を侵害する場合もあるということを強く認識をいただかなければと、そういうことも含めまして、実施機関については町民及び事業者もそうですが、今こうした責務を果たすことができるように啓発活動を積極的に行っていまして、町民または事業者からの求めに応じて必要な指導または助言ができることを定めたものでございます。

次に、8条の関係でございます。この8条につきましては、利用者及び提供の制限ということでございます。この括弧に掲げるいずれかに該当するときはこの限りではないというようなことを定めてございます。次の各号のいずれかに該当するときという判定に当たりましては、実施機関は個々の事案ごとに個人情報の内容、提供先における使用目的、また使用方法等を勘案いたしまして、相当の理由、これは必要不可欠というようなことに該当するかと思えますが、個人情報の本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうかの総合的な判断をしていく必要があるのではないかというふうに、運営上では考えております。議員のおっしゃるように、やはり行政側相互間でこれを利用するについても、目的外には使用をしてはならないということからも、こういった事務の、13条でも届け出を定めております。その目的とか、いろいろな利用の規定というものについて、届け出のあった中での相互間の利用は住民の福祉の向上につながる範囲の中で行っていかなければ、行政の事務が停滞してしまうというようなことのおそれもあることから、こういう規定を定めた内容でございます。

それと、審査会の件でございますが、確かにこの審査会においては事前また事後に大変重要な位置を占めてございます。審査会のメンバーについては、条例の中では5人以内というような規定になっております。そのメンバーといたしましては、今、情報公開条例の中では委員会

がもう既に決められております。これも同じく5名以内ということになっておりましたので、その中では、町の顧問弁護士、人権擁護委員さん、それと教育委員さん、そして住民からの代表ということで、区長会の会長さんと、4人が今現在となっております。そうした中で、今まで公開条例の中の事案では、委員会を開いた事案はございません。しかしながら、個人情報関係の中では大変そういう状況の中で厳しい規定がございますので、その中で委員会を開くということも多々あるかと思いますが、そういう中で、5人以内ということで、現在4名でございます。この中でもう少し有識者、大学の教授等を踏まえることも必要なのかなということもございますが、現在はこの条例が制定される前に、今の現委員さんに両方兼ねるということの内諾はいただいております。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 浅野です。

質問した内容とお答えが少しミスマッチなところがあるんですけども、ぜひお願いしたいと思います。啓発によって認識が深まる。その啓発の仕方によって認識の深まり方が全く違ってきます。例えば趣旨についてはよく説明いただいてわかりましたけれども、具体的にどういう啓発をしていくのか、続けていくのかということ、関係部署で本当に情報を共有して具体的な案をつくって啓発活動を行っていただきたいなと思います。

さらに、切り返すようで申しわけないですけども、この条例がサービスの向上の壁にならないように、逆に言えば、必要であれば情報の共有というのは大事なことではないかと思えます。それによってサービスが向上するのであれば、あとは、失礼な言い方をさせていただくと、扱う職員のモラルの問題ということになります。そのような中で、できるだけ効率のいい、サービスの低下にならない、サービスが向上するような情報の共有、そういうものを進めていただければと思います。これは要望です。答えは要りません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

情報公開条例であります。個人の情報ということですが、この大もとになるのは、やはり私は憲法であろうと思うんです。昨今におきましては、国家におきましても憲法が軽んじられる傾向にあるというふうに私は感じておりますし、こうした傾向は厳に戒めるべきものではないかを感じるものであります。そういう意味におきまして、個人情報保護をどう運用するかという観点につきまして、第1条であります。これを見ますと、第1条の終わりから2

行目、「町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と、このような字句になっているわけでありますが、私はこの文章はまさしくこのとおりではないかなと思うんです。というのは、憲法をどう具現化していくかという観点に立つならば、私はこの字句は反対だろうというふうに思うわけです。ここに至って訂正ということもないわけでもないでしょうけれども、現実的にこれで運営する。それから、先ほど前段の議員から、いろいろ町民への周知等、啓蒙等のお話がありました。それともう一つ、職員の条例の運用等のお話がありましたが、私はやはり憲法をどう理解し、どう実施していくかという観点を踏まえることが非常に大事だと思うんですが、それについての町としての基本的な考え方について、まずお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 確かに、憲法の人権という考え方のもとに構成をされているというのは認識してございます。個人の権利利益といたしましては、通常プライバシーと言われている精神的、また人格的な利益、権利のほか、個人情報取り扱いについて、保護する必要のある社会的に、または経済的な個人に関する権利利益全部、すべてを言っているというような認識で運用をしていきたいと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 憲法の精神を尊重するという立場でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

1番（石井芳清君） 理解しました。

では、そうした中において、それでは、今度の条例であります、まず近隣も多分同様の条例を制定されているかというふうに思うんです。そういう中において、近隣との差異はあるのかないのか、その辺について。

それから、適正管理、7条の関係でございますが、具体的に必要な措置、要するに「適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」ということでうたわれておるわけでありませんが、この文章の具体的な運用はどのようにされるのでしょうか。例えば、今、電子情報、電子的な情報が大変多くなってきているのが実態だと思うんです。その中におきまして、やはり一例を申し上げるならば、パスワードの管理というのが大変重要であるというふうに私は認識しております。このパスワードさえあれば、すべての情報に非常に簡単にアクセスできるというのが実態であろうかと思えます。この管理についてどうされていくのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

委託に伴う措置という第10条がございますが、これはソフト面等をつくる場合、それからまた、そういう電子機器等が故障の場合等が考えられますね。そうした場合の措置、これをどうされるのかということが大変大事だろうと思います。電磁記録装置は非常に小さいもので、今は手に乗るようなもので、この御宿町の個人事業を含め、行政情報すべてがその中におさまってしまうという中において、私はこれは基本的に庁外に持ち出すべきではないというふうに考えるわけです。それから、もし庁内においても、当然担当者の管理のもとに調整・修理されるべきものだというふうに解するわけではありますが、その辺の具体的な運用がどのようになっているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、その電磁的記録についての情報の公開の実施について、これは15条ですか、附則の方にもありますが、これは進展状況等を勘案して実施をするというふうに書かれているわけではありますが、一番最後のところ。一番最後のページですが、具体的に御宿町のそういう電子情報の扱いはどこまで電子情報として開示できるのか、その手法等はどのようになっているのか。具体的に申せば、その最後のページに別表ということで、写しの交付ということで、例えば写し1枚20円ということが書かれているわけではありますが、これが例えば数百ページ、数千ページに及ぶような情報ですと、現実的には財政上の理由から請求ができない。これは個人の情報ですから、そのほかに情報公開条例にもありますよね。そういうものも含めまして、過去の情報公開の部分では、今回は両方全部整合性を合わせるということでしょうから、そういう面の不都合があったわけではありますが、その辺がどのように解決をされていくのか。

それと、もう一つは、先ほど浅野議員も何度か、前段者も話されておりましたが、この条例の運用、審査については審査会を設けるということがあるようでありますけれども、運用について、通常であれば、運用の委員会のようなものがあって、先ほど言った非常に細かい運用ですね、判断。先ほどの課長の説明では総合的判断というような答弁をされましたが、では、その総合的判断をだれがするのか。私は個人であってはならないと思うんです。その行政上の運用に対して審査会がどう意見をするか。例えば個人情報については住民側からそういう申し立てがあった場合、審査会がそれについての行政側の運用が正しいのか正しくないかということ審査会がチェックをするわけですから、その運用がどう運用されるかと、条例があるからいいということではないと思うんです。これは非常に、先ほど言ったように、難しい判断を迫られる、そういう内容だと思うんです、運用について。ですから、これについてはやはりきちんとした運用の機関があって、そこできちんとチェックされる、確認をされるということが大事だと思うんです。外部的につくってもいいし、内部的にもつくってもいいと思うんですけれど

も、私はそういうものが必要だろうと思うんです。ただ担当者一人でそういうものが判断されるというのは、非常に私は逆に言うと危険性を伴う、要するに審査会にかかる要件が非常に多くなってくるというふうに思うんです。非常にそういう微妙な部分についてどうされるかというのは、大変高度な行政判断が必要だというふうに思いますので、その辺について具体的にこの運用に当たってどうされるのかというのを、もう少し細かい話をお伺いします。

以上です。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） まず、この条例については、他町というふうなお話でございますが、郡内はほとんど同じ形で条例の構成をさせていただいております。

それと、保有する個人情報の適正な管理といった問題でございますが、これについては要するに個人情報が記載されている文書を机の上に放置するとか、個人の情報が記載されている文書の適正な収納及び管理を行っていくことを責務として職員にも課するということ。また、それと、パスワードとかIDカードといったもののアクセスの制限を行っていくというようなこと、また、職員の研修及び内部監査の実施あるいは情報化の進展に応じまして、これらの文例に掲げるセキュリティーポリシー等の対策でもって見直しもしていくというような考え方で運用を図っていきたいというふうに考えております。

また、パスワード等につきましては、それぞれ住民基本台帳等でそういったものとか、介護保険の認定による事務、こういったようなものは電算のパスワードをそれぞれ持っていて、それを担当が利用しているという状況でございます。そういったパスワードの更新等も、今回は4月にやっておりますが、年に2回程度やるようなことも必要ではないかと、このようにも考えております。

それと、情報公開に対しての開示、当然情報公開条例については、開示するときには申請に基づき、行うわけですが、情報公開についてはかなりの量も、公開するときにはあるかと思えます。それをフロッピー等でもって公開をしていく場合もあると。そういう中では、その実費はいただくということを考えております。しかしながら、個人情報につきましては、やはりその情報が本人からの請求ということでもありますし、本人以外に載っている情報もございます。そういうものをMDとか、そういうようなものでもって情報を公開するということになると、大変にほかの情報も入って行ってしまいます。また、その情報が改ざんされるおそれもあるというようことから、原則といたしましては情報の写しについてはコピー対応で行っていきたいと、このように考えております。

それと、また、これに対しても、確かにこれだけの情報を、この条例を管理していくのは大変なことでございます。ですから、この条例のみでそれを網羅するということは大変難しゅうございます。そういうことから、当然条例の運用に当たりますとは、運用マニュアル等をまた石井議員の方からも言われた内容といったことも、規則についても考えあわせて実施していかなければいけないかと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 個人情報については、そんなに文書量は多くないと思いますが、これをあわせて今回条例の改定を行います情報公開条例などについての情報については、ぜひ前向きな善処をお願いしたいと思います。

それから、パスワードの管理についてであります。例えばチュウトの中で、例えば職員が退職をされるとか、それから、職務上配置を交換するとか、いろいろありますね。ですから、そういうときにはやはりパスワードというのは、その職に当たらなくなった時点で、やはりきちんと切りかえをする。そうしませんと、前任者がそれにアクセスできる条件があるわけですから、こういう罰則規定もありますけれども、予防措置をどう講じていくかということが大変大事だろうと思うんです。そうした中で、そうした危険を未然に防止する。情報が出ていっちゃったら、もう世界じゅうにも簡単にあっという間に広がってしまう、今、そういう時代ですから、幾ら罰則をしても、権利の侵害は戻らないんですよ。ですから、それはやはり念頭にに入れていただいて、運用に当たっては厳しい対応で臨んでもらいたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第3号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額570万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億6,182万5,000円とさせていただきます。

内容につきましては、平成15年度退職被保険者医療費の確定に伴い、交付金の精算と職員の人件費が一部変更されたことによる追加補正です。

なお、本予算（案）につきましては、去る8月31日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号につきましてご説明申し上げます。

補正内容につきましては町長から提案理由で申し上げたとおりですので、3ページの事項別明細書、歳入からご説明いたします。

共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金156万1,000円を追加し、予算額を1,456万1,000円とさせていただきます。

繰入金、一般会計繰入金16万1,000円を追加し、予算額を8,898万8,000円とさせていただきます。

繰越金398万円を追加し、予算額を2,742万3,000円とさせていただきます。

内訳は療養費、療養給付費等交付金繰越金を554万円の増、その他繰越金156万円の減でございます。

次に、4ページ、歳出をご説明いたします。

総務費、職員手当に一部変更が生じたために一般管理費16万1,000円を追加し、予算額1,140万6,000円とさせていただきます。

保険給付額、歳入の共同事業交付金追加により、高額療養費の財源更正を行うものです。

諸支出金554万1,000円を追加し、予算額を604万5,000円。これにつきましては、平成15年度退職の被保険者等医療費が確定したことに伴い、支払基金からの交付金の精算による返還金でございます。

以上、歳入歳出補正予算額570万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億6,182万5,000円とさせていただきますのものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより11時15分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第4号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第1号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額411万1,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ4億4,364万円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、平成15年度の介護保険給付費の確定に伴う国・県負担金等の追加交付及び支払基金交付金への返還、また、これに伴い介護給付費準備基金への積み立てなど増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。
議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、3ページの事項別明細書でご説明をさせていただきます。

初めに歳入ですが、国庫支出金の介護給付費等負担金171万5,000円の増額と、次の県支出金の介護給付費等負担金171万1,000円の増額につきましては、平成15年度の介護給付費等の確定に伴い、保険給付費の国・県それぞれの負担金交付額について確定額が示されたことにより増額をさせていただくものです。これにつきましては、翌年度精算をするものです。

次に、繰入金の介護給付費等繰入金4万1,000円の増額は、平成15年度介護給付費等の確定に伴う町負担12.5%分の精算額です。

その他一般会計繰入金6万7,000円の増額につきましては、事務費、人件費が増額となることから、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

4ページに移りますが、繰越金の57万7,000円の増額につきましては、前年度の繰越金であります。

以上、歳入の補正額411万1,000円を追加し、歳入総額を4億4,364万円とさせていただくものです。

次に、5ページの歳出であります。総務費の6万7,000円の増額につきましては、一般管理費の退職手当負担金と認定調査等費の事務費の増額によるものです。

保険給付費につきましては、財源更正分であります。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金222万3,000円は、前年度繰越金、介護保険料分の一部を積み立てするものであります。

諸支出金182万1,000円は、平成15年度の社会保険診療報酬支払基金の交付金額が確定したことによります超過分の償還金124万4,000円と、6ページの一般会計繰出金57万7,000円で、平成15年度一般会計繰入金、事務費分の返還金であります。

以上、歳出の補正額411万1,000円を追加し、歳出総額を4億4,364万円とさせていただくも

のであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

5ページであります。介護認定審査会費ということで1万6,000円ですか、修繕料ということで補正が計上されておりますが、その内容です。それから、あわせて認定審査会の現況、事務遅延等を含めまして現況どうなっているか、あわせてご報告をいただきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 5ページの修繕料の1万6,000円でありまして、これはISDL回線修繕料ということで、線が断線いたしましたので、その修繕料であります。それと、認定調査員の車のパンクの修繕料2,600円という内容になっております。

それから、認定調査につきましては、原則1カ月以内ということで調査を実施しておりますけれども、今のところ、2週間程度おくれるものが出ております。この内容につきましては、医者からの意見書の提出が遅れることが主な理由であります。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） おくれの状況が発生しているわけでありまして、医者と申しますのは町内でしょうか、町外なのでしょうか。その辺のところを。扱い件数、申請件数がどのように推移されているのか、その辺もあわせてご説明いただければと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 概算で、認定申請件数は約500件でありまして、遅延のものが約40件ほどでございます。このおくれるものにつきましては、連絡調整をいたしてございまして、今のところ苦情等は出ておりません。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第5号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに5,398万2,000円を追加し、補正後の予算総額を34億1,966万円とするものです。

主な内容は、固定資産税課税資料の電子化など、緊急雇用事業として新たに採択された事業や、都市計画施行に伴う地形図の作成、治山工事や岩和田漁港の舗装工事、その他人件費の調整などです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

詳細につきまして、まず4ページからご説明いたします。

地方債補正につきましては、町道0109号線の測量等について、臨時地方道路整備事業債の対象となるため、この810万円を追加し限度額を増額するものです。

5ページの歳入の事項別明細書により説明いたします。

13款の分担金及び負担金の漁港整備事業分担金183万3,000円は、岩和田漁港物揚げ場の舗装工事についての漁業協同組合の分担金を計上しました。この割合は2分の1でございます。

治山事業分担金80万8,000円は、須賀地先の町単独治山事業について受益者からの分担金を計上いたしました。

15款の国庫支出金、心身障害者福祉費負担金28万9,000円、更生医療について対象者が当初見込みより増となったため、この増額分に係る国庫負担金を計上いたしました。

保育所運営費負担金1万3,000円は、15年度の保育所運営費負担金における精算による交付金額を計上いたしました。

6 ページの16款県支出金の心身障害者福祉費負担金14万4,000円は、更生医療費について対象者が当初見込みより増となったため、この増額分に係る県負担金を積算し計上いたしました。

保育所運営費負担金6,000円、15年度の保育所運営費に係る精算による県負担分を計上いたしました。

次に、総務管理費補助金1,512万5,000円、徴税費補助金323万4,000円、環境衛生費補助金7万2,000円、以上3科目の補助金については、新たに採択されました緊急地域雇用創出特別基金事業補助金でございます。対象事業としては、防犯灯の台帳整備、町有地の財産管理台帳整備、固定資産税の電子化事業並びに海岸清掃の管理委託事業でございます。

林業費補助金149万9,000円は、岩和田地先の治山事業について県の補助金の内示がありましたので、これを計上したものでございます。

教育費補助金96万3,000円は、緊急地域雇用創出対策補助金によりましてスポーツエキスパート活用事業費を計上したものでございます。

19款の繰入金、介護保険特別会計繰入金57万6,000円は、15年度の介護保険特別会計に係る事務費が確定しましたので、精算により超過分を一般会計に繰り入れるものです。

7 ページの繰越金2,085万6,000円、平成15年度からの繰越金を計上し、収支の均衡を図りました。

21款の諸収入、雑入46万4,000円は、読影協会解散に伴う返還金及び夷隅郡合併推進協議会の解散による返還金を計上いたしました。

22款の町債、道路整備事業債810万円は、先ほどもご説明いたしました町道0109号線の改良事業に充当するものでございます。

次に、歳出ですけれども、2 ページにより説明いたします。

款で、議会費から9款の教育費まで、商工費を除いたすべての科目で人件費の調整がありません。その理由は、人事異動、共済組合の負担率の改正に伴うものでございます。

続きまして、8 ページより、人件費を除いたものを各款ごとに説明いたします。

議会費の備品購入費4万円は、会議録作成のための録音機器の購入費用でございます。

9 ページ、総務管理費の一般管理費委託料777万円は、防犯灯の適正な管理のため、台帳整備について緊急雇用対策事業の採択を受けたので計上いたすものでございます。

負担金補助及び交付金91万3,000円は、退職手当負担金の不足額の計上でございます。

財産管理費の委託料735万5,000円は、公有財産の台帳整備について緊急雇用対策事業の採択を受けたために計上いたしました。

諸費の報酬、減額21万1,000円と負担金補助及び交付金減額440万円は、合併協議会の設置について、協議会が解散になったために減額するものでございます。

防災諸費の委託料10万8,000円は、町の防災行政無線局について関東総合通信局の定期検査を受ける費用を計上いたしました。

10ページの徴税費の賦課徴収費委託料336万円、これは税に関する問い合わせ等について事務の効率化、改善と保存スペースの効率化のために、固定資産税課税台帳等の電子化事業について緊急雇用対策事業の採択を受けたため計上したものです。また、固定資産税システムのソフトウェアの保守についての不足額を計上いたしました。

選挙費の選挙管理委員会費、報償費5,000円は、本年4月末日に退職した選挙管理委員の退職記念品に係る費用を計上いたしました。

11ページの民生費、社会福祉総務費、旅費2万5,000円については、民生委員の県外視察への職員の随行旅費を計上いたしました。

繰出金16万1,000円については、不足額など、国民健康保険特別会計の繰出金の計上でございます。

老人福祉費の償還金利子及び割引料3万4,000円については、平成15年度の老人医療適正化事業の確定に伴う国への返還金及び訪問介護利用者負担軽減措置事業の確定に伴う県への返還金でございます。

繰出金10万8,000円は、退職手当負担金の不足額の、介護保険特別会計への繰出金の不足額を計上いたしました。

心身障害者福祉費の扶助費58万円は、更生医療について対象の増になる不足額を積算し計上いたしました。

出産奨励費の報償費150万円は、出産育児祝い金について、新たに5名の申請が見込まれるため、不足額を計上いたしました。

12ページの児童福祉総務費の報償費4万5,000円は、子育て支援団体等の委員で構成される次世代育成支援行動計画策定のための地域協議会委員について、5名分の会議報償費を計上いたしました。

委託料30万円は母子福祉家庭医療助成制度について、その名称や所得制限限度額が改正されたため、システムの改修に係る費用を計上いたしました。

工事請負費48万7,000円は、御宿児童館の駐車場の整地費及び岩和田児童館トイレの改修についての不足額の計上です。

保育所費、需用費15万円は、台風の影響により倒壊した屋外照明の修繕費の計上です。

保健衛生総務費の旅費9万9,000円は、食生活改善会が全国食生活改善大会において厚生労働大臣表彰を受賞することとなったため、その随行についての職員の旅費を計上いたしました。

負担金補助及び交付金、減額5万8,000円は、読影協会が解散となったため、16年度の負担金についての減額でございます。

環境衛生費の需用費25万4,000円は、ビーチクリーナーの部品が腐食したために交換に係る費用です。

委託料7万2,000円は、緊急雇用対策事業である海岸清掃管理事業について、事業費の増額が認められたために、この額を計上いたしました。

14ページの清掃費、じん芥処理費の委託料298万1,000円は、台風10号の接近により海水浴場に大量の海草が打ち上げられたため、この処理費用を計上いたしました。

償還金利子及び割引料1万円については、ごみ手数料の還付金でございます。

15ページの農林水産業費、林業費の負担金補助及び交付金12万9,000円は、松くい虫伐採助成金について見込まれる不足額を計上いたしました。

治山費、工事請負費365万3,000円は、県補助事業を活用した岩和田地先の治山事業及び町単独の須賀地先の治山事業に係る費用の計上でございます。

水産業費、旅費1万8,000円と、16ページの需用費27万円、漁港漁場機能高度化事業についての補助対象経費として、工事請負費から組みかえるものでございます。

委託料の265万円は漁港の土地利用計画策定業務のための委託料の計上でございます。

使用料及び賃借料16万8,000円は、漁港漁場機能高度化事業についての補助対象経費として、工事請負費から組みかえるものです。

工事請負費143万6,000円は、漁港漁場機能高度化事業工事請負費の事務費への組みかえ分と、組みかえによる減額及び追加事業として、岩和田漁港第3物揚げ場の舗装工事を計上いたしました。

17ページの商工費、観光費の需用費20万円は、御宿の駅舎入り口に設置した日よけについて、腐食により危険であるため、この撤去費用を計上いたしました。

18ページの道路維持費の工事請負費100万円は、町道2100号線の排水整備について、老朽化が著しいため補修費を計上するものです。

0109号線道路改良費委託料910万円は、当該路線の改良工事の進捗を図るため、臨時地方道整備事業として、測量境界標の埋設詳細設計を行うものでございます。

住宅総務費の役務費8,000円は、岩和田団地に新たな入居者があるためし尿収集費用を計上いたしました。

都市計画総務費委託料800万円は、9月7日に都市計画が施行されたことから、施行時点での現況把握として、その資料とするために地形図の更新修正を図る費用でございます。

19ページの非常備消防費、負担金補助及び交付金55万7,000円は、消防団員の退職報償金について、1人当たりの負担金の単価が改正されたこと、また本年4月に団員の定数を減員しましたが、負担金は前年度の10月1日の条例定数で算定することから、この不足額を計上するものです。

教育費の事務局費、委託料92万円は、緊急雇用対策事業によりITコーディネーター活用事業を実施するものでございます。

次に、20ページの中学校費の教育振興費、報償費12万9,000円は、スポーツエキスパート活用事業のための講師謝金として計上いたしました。

以上で平成16年度御宿町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

9月の一般会計補正であります。見ますと、緊急地域雇用創出特別基金事業に係る案件が非常に多いように思われるわけですが、補正分の総事業費が幾らになるのか。

それから、これは雇用創出とあるわけですが、本町はこうした事業に係る従事者数、どの程度の雇用創出が見込まれるのか。補正分と、それから、当初にもたしかあったと思いますが、あわせてご紹介いただければと思います。

そして、たしかこの緊急地域雇用につきましては時限立法で、本年が最終であったかというふうに認識しているわけですが、これはやはり今後とも求めていく必要はあろうかと思えますけれども、現状では来年度ゼロというふうに私は認識しているわけですが、当初と、また補正を見まして、単独で終わってしまうような事業内容もありますが、継続して行うべき事業内容というのもあるというふうに思うわけです。そうしたものがゼロになりますと、この辺については大変厳しい状況になるわけです。全般的にも歳入部分が、通常でも減ってくるのが予想されるわけですから、そういうものも踏まえまして、今後どう対応されていくのか。現時点での次年度以降の対応についても、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 今回の補正につきましては、事業費については1,600万円弱でございます。雇用創出の人数ですけれども、新規に36人を見込んでおります。16年度のこの事業につきましては、約3,290万円見込んでおりまして、創出の採用人数ですけれども、総計で83名を見込んでおります。

17年度にはこの事業が廃止されるということになっておりますけれども、現在のところ、各課に今までこの事業によって継続性の必要性のあるものについての延べ人数とか、そういうものを挙げていただくよう調整を図っているところでございます。

まず一番考えられるのは、道路の清掃業務とか海岸の清掃業務です。いわゆる環境整備事業に対して、この事業を多く充当してきたのが現実でございます。来年これが全額なくなるということは非常に厳しい財政運営を強いられるものと思っております。ですが、来年度については、ただいま申し上げましたように、事業の継続性、必要のあるものについてデータを収集するようにお願いしているところでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） では細かいところをお聞かせ願いたいと思いますが、9ページであります。まず総務管理費であります。防犯灯台帳整備委託ということで、今の雇用対策ということで事業化されたわけですが、これは現況防犯灯についての管理状況がどうなっているか。それから、この整備委託の具体的内容はどうなっているのか。それから、あわせて同ページでありますけれども、財産台帳整備、これも同様な内容であろうと考えますが、この2点について、まずお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） では、現況ということでございますが、現況につきましては各区に防犯灯を区長さん名義で管理をしていただいております。その中で、町の方は電灯料等について補助金を出しております。そういう中で、各区が防犯灯の管理をしていただいているわけですが、補助金を出すというような考え方から、まずこの場合も実地に各区を回って区長さん方から電灯料金に対しての伝票をいただいて、その伝票を現に防犯灯のあるところを確認しました。そういう中で何カ所か料金を払っておっても、確かに腐食してなくなっているというような状況も何件か見受けられたという状況でございます。そういう中で、今回緊急雇用を利用いたしまして、全額緊急雇用の中でやっていただくということで台帳の整備を図っていきたい。それについては、当然パソコン上に地図、それから設置箇所、それから、その場所の写真、そ

ういったようなことから、すべてパソコン上でも管理できるようにしていくデータをつくっていくというような作業を行って今後管理していきたい、このように考えています。現在、970基程度の防犯灯の台帳の整備状態ということになっています。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 財産台帳の整備については、現在のところ、いわゆるバインダーとじて整備しておるところでございますが、問い合わせ等について、電子化しておかないと事務が即答えられないということも起きるし、境界立ち会い等の事務等についても、過去の経過とか、そういうものがなかなかすぐ出せないというような現状でありますので、この事業により整備をいたすものでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 防犯灯の方はわかりました。これで正式に町がきちんと管理していく体制がとられるというふうに理解をしております。

それから、財産台帳であります。財産についてはきょう後段で決算がございまして、財産に係る調書が添付資料としてつけられておりますが、それに係る台帳ということだと理解しておりますが、その中で、ちょっと具体的に幾つかお聞かせ願いたいんです。

駐車場に関してなんですが、1点は、浜の中央海岸の駐車場です。これは夏季においては観光協会等に委託をされて管理されているやに聞きますが、その修繕など管理について、具体的にはどのような取り決めになっているのか。

それから、現況では、この夏海開きに招かれまして行きましたところ、ちょうど真ん中にこのくらいの穴状のものがありまして、現況もそのままの状態であるということで、先般も町民の方から、この夏、気がつけば砂を埋めて平らにしておったのだけれども、あんなのでお金を取っていいんですかというような苦情を受けたところでございます。もうシーズンは過ぎてしまいましたが、そういうものをだれがどう管理していくのか。特に海岸地帯でございますので、申すまでもなく、素足で歩くことも考えられますので、非常にそういう面での危険も考えられるわけでありまして。

それから、あわせて、中央海岸におりていく、2つ階段があるわけでありまして、そのおりていく階段が大分傷んでいるように見受けられます。また、砂がかぶって階段がきちんと使えないというような状況もあるわけでありまして、そういうものの管理等をどうされているのか、また、されていくのか。

それから、もう一点は岩和田地区でございますが、岩和田海岸の売店の裏の道路に面しまし

て駐車場がありますが、そこに輪どめがありますね、このくらいのものがあるわけですが、見てみますと、何本か、ちょうどこのくらいの太さの、ボルト2本締めになっているようですけども、それが上に上がってしまっているんです。それで、動いてしまっているところは、片方がずれているところがあって、たくさんあるわけでありましてけれども、かつては浜の漁港で道路が落ちてしまったということで、そういう事故もあったわけでありまして、そこは漁港管理地域で仕方がないと思うんですけども、やはりきちんとそういう輪どめもあるという中で、それがその機能を果たさないといたしますと、それがあるということで認識していきますから、とまるつもりがとまらないで、そのままドンと落ちてしまった場合などは、これは即人命の問題もありますし、設置した管理責任が問われるというふうに思うんです。そういう問題があるわけでありまして、それがどう管理されて運営されていくのかというのは大変大事なことだろうと思います。

それから、もう一点、財産ということでは、駅周辺の町が管理しております駐車場であります。例えば公民館前、それから駅の前にもあるわけですけども、その料金がどのようになっているのか。それと、形態が全く違うんですね。駅のわきの方は砂利形状になっているわけでありまして。そういうものからして、例えば料金が同じであれば、少なくとも料金を取る中において、砂利状のというのは、なかなか民間の中でもないのが実態だろうと思うんです。財政も大変厳しい状況はよく察知しておりますが、それについて、これからどうやっていかれるのか。

あわせて、旧々役場が取り払われたわけでありまして、その運用につきましても、運用方によっては将来駐車場として管理運営するやに聞いておるわけでありまして、やはりこれから行革の方もやっていただくようでありましてけれども、そうした遊休地の活用というのは喫緊だろうというふうに思います。これも整備があって利用ということになるのかと思いますが、そういう問題も含めまして、これをどう活用されていくのかということも、管理とともに大変大事でありますし、当然その中で問題があってはならない話でありますので、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 駐車場の管理については、委託によりまして観光協会へお願いしているところでございますが、修繕ということにつきましては、軽微なものについては協会をお願いしたいということ、また堅固なものについては協議の必要があるかと思いますが、基本的には堅固な構造物については町で行うという基本のものでお願いしていると

ころでございます。

また、岩和田の駐車場の車輪どめのことについては町で行っておりますので、町で管理をすべきものと考えております。

次に、駅前の駐車場等の砂利と、公民館前の舗装ということでございますけれども、一律で3,000円ということで貸しておるわけでございますが、駅前については近さがあるということから、価格の格差はつけていないような実態でございます。

旧々役場も駐車場とするということでございますけれども、駅前並びに公民館においても、まだやや余っているというような状況ではありますけれども、大きな行事等については旧々役場の駐車場として利用していただくというようなことになっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 管理の所在はわかったんですけれども、さっき言った、私は2つは緊急案件だと思うんです。駐車場の穴と、それから車輪どめですね。これについてはどうするんですか。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） うちの方で現場を再度確認いたしまして、なるべく早い時期に対応したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） なるべくすぐをお願いいたしたいと思います。

それから、次へ移ります。

1つ、同ページの防災諸費であります。無線局検査委託ということでありますが、今月は9月で防災関係の訓練も町民も交えて行われたというふうに聞いております。これについては、特にこの防災無線というのは大変重要な施設であろうというふうに私は認識しているわけであり。ただ、これは相当古いというふうに思うんです。いつごろこれは設置されたのか。

それから、例えば広域災害ということになれば、当然電気等もやはり行かなくなるわけであり。そういう停電の対応は具体的にどうされるのか。現状は大分古くなっているんですけれども、それでどの程度の、多分停電対策をとられていると思うんです。それが運用が可能になっているのか。庁舎等もそういうのもあるでしょうから、あわせて、そういう部分でお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 防災無線については、13年程度経過していると、そういうよう

に聞いております。そういう中で、当然停電等の対応については、バッテリーでもって使えるようにということになっております。通常、町で12年間維持するということで、停電した場合にバッテリーが24時間動く。その24時間のうち、通常55分間待って、5分放送というようなことで考えて24時間というようなことになろうかと思えます。外に28局あるわけですが、大変潮風等によって腐食されているというような状況もございます。そういう中で、去年は屋外機、それから移動系もあわせて、それから、町にある制御機、そういったものを含めましてバッテリーの交換を15年にやっているところです。一度に全部ということではなく、徐々に期限が切れたり、そういう場合の補強はしていきたいと、このように考えています。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 先般の実谷での自主防災の訓練にも立ち合わせていただきましたけれども、大変近距離で、目と鼻の先で防災無線の交信ができなかったというような案件も起きたかと思えます。そういう問題を含めまして、特に大規模災害になりますと、車等も当然動けなくなるわけでありますから、その交信手段ですね。まず、人命救助が大事だろうと思えますけれども、それも含めまして、どう指揮系統を保つか、また、そういう住民のいろいろなニーズ、救命、そういうものの情報を交換するかということは、これから大変大事なテーマになってくるかと思えます。今の基本計画の中でも一部具現化されているわけでありますけれども、実際そうした具現化された機器の中でそうした事例が出てきておりますので、さらにそういう部分で調査研究をお願いしたいというふうに思えます。これは要望で結構でございます。

次に移ります。

12ページであります。児童福祉費であります。次世代育成支援対策協議会委員報酬ということですが、たしか昨年度中にアンケートを行い、本年度中に策定であったかというふうに理解しているわけでありますけれども、具体的な作業はどの程度になって、今後どのように進むのか、その見込みです。それから、この委員会について具体的にどのような委員会になっていくのか。それについてお聞かせ願いたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） アンケート調査の結果について簡単にご説明をさせていただきます。

調査対象につきましては1,067名、内訳としまして就学前児童の保護者350人、小学生児童の保護者338人、中学生、18歳以下379人。回収数は809名で、率にしまして75.8%という数値でありました。全体的な結果から見ますと、特別に高い数値で要望がある項目はございません。

でしたが、しかし、少数意見としては、多くの意見が出されております。関係課に既に配付をしておりまして、行動計画策定に当たりまして、可能な限りこのアンケートの意見を反映させていきたいと考えておるところであります。

また、協議会の関係でありますけれども、既に7月28日に第1回目の会議を開催させていただいております。組織としましては、12名以内で構成をしておりまして、内容を申し上げますと、学校の校長会代表が1名、小中学校の養護教諭の代表1名、子供会、育成会、主任児童委員、青少年相談員、保育士、保育所保護者の会の代表、これは御宿と岩和田と両方ございますけれども1名ずつ、それから児童更生委員などとなっております。

今後のスケジュールでありますけれども、9月中に町の基本事業の検討ということで、関係各課から事業の洗い出しを、まずしていただくという作業を今進めているところであります。

その中で、10月と11月にこの骨子案の検討協議ということで、この間にできれば教育民生常任委員会等に説明をさせていただきまして、ご意見等を伺わせていただければと考えております。その後、12月に骨子案の決定をいたしまして、1月から2月に行動計画案の決定をさせていただきたいと思っています。3月に印刷製本ということで、スケジュールを考えております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

今後、当該の委員会等も協議があるというようなお話ですので、これは終わりにさせていただきたいと思います。

それから、次に保育所費であります。修繕料ということで、これは玄関の外灯というようなご説明がりましたが、先般、今年非常に暑い中で、保育園の乳幼児の特にクーラーの申し入れがあつて、協議も行われたところでもありますけれども、最終的な結論は、どうも夏には間に合わないという中で、継続というような内容になったかと思っておりますけれども、具体的にその後どう研究調査がされたのか。

特に、きょう、きのうの新聞を見ますと、今年の夏についてはもう熱帯と同じような日数だったというようなこともありますし、地球温暖化というの也被言われておりますが、そうした中で、やはり特異的ではなくて、これからそういうものもあり得るのではないかと。そういう中で、本町、役場の職員はこういう形でクーラーのきいた中で事務がとれるわけではありますが、特にまだ体温のコントロールのきかない乳幼児にあつては、一日じゅうというわけではないと思いますけれども、必要なときにはやはり必要な措置をとらざるを得ないのではないかと

ところまで来ているのではないかというふうに思うんです。ですから、それらについてどう検討されていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 確かに今年の夏は猛暑でございまして、クーラーの対応を考えていたんですけども、夏季保育期間中には間に合わないということで、いろいろ調査しましたけれども、リースもあるということもわかりましたので、新年度に向けて検討してまいりたいと、このように思っております。

議長（伊藤博明君） 2番、松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） 暫時休憩をお願いします。

議長（伊藤博明君） これより午後1時まで休憩します。

（午後12時02分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

13ページ、衛生費であります。この中の19節負担金補助及び交付金、読影協会ということで5万8,000円減額ということであります。具体的な事務内容と申しましょうか、作業内容と申しましょうか、どういうことをやっているのか。また、その減額措置に当たって、今後どう対応があるのか。その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

同ページ、環境衛生費であります。11節需用費ということで、ビーチクリーナー関係の修繕料ということであります。具体的内容ですね。

それから、13節委託料の清掃委託の具体的内容。

それから、次の14ページの清掃費であります。じん芥処理費、委託料298万1,000円ということで、ただいまの説明によれば台風10号関係の措置ということであるようですが、今年は台風も多く、日本全国では大変甚大な被害を及ぼしている中で、本町におきましては最小限ということではいいかとは思いますが、しかし、大変な量であったというふうに解しております。特に海岸等においては見た目、景観、環境問題も含めまして、特に海水浴の子供たちなどはそういう波などでさらわれるという危険もあろうかと思っておりますので、やはり迅速な措置とい

うのが求められていると思うわけではありますが、これは予防というよりも、一言で言えば災害時にどう対処していくか。特に夏季の季節、今後についての対応をどうしていくかということが懸案だろうかと思います。それについては今後どうされていくのか。

それと、同ページのじん芥処理費の中の、過誤納還付金というのが1万円ではありますが、これはなかなかわかりにくい内容でございますので、どういうことなのか、具体的に説明をいただければと思います。

とりあえず以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 読影協会について説明させていただきます。

正式名は勝浦市夷隅郡読影協会と申しまして、事務局を勝浦保健所に置いてあるわけです。この目的としまして、結核予防法に基づく直接撮影フィルムを読影して、適切な予防措置及び治療が行えるよう指導することを目的として発足をしておるわけでありまして、この読影協会につきましては、この3月31日をもちまして解散になったということでございます。

この解散の理由としましては、結核の新規登録者数が激減をしている。昭和47年で申し上げますと190名のものが、平成14年度では郡内で14名という数になっております。また、平成11年度から、この読影協会による患者の発見がゼロというようなこともございまして、厳しい財政状況の中、所期の目的を達したこの協会については解散をしてもいいだろうということで解散になったわけでありまして。

町の検診の今後の方針でありますけれども、御宿町では既に結核の検診ときに二重読影の契約を検診の委託会社先と結んでおります。ですから、何の問題もなく、今後も実施できるものと思っております。

なお、平成15年度の結核の検診は1,576名ということで、読影で二重読影を行った方は2名でありました。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） それでは、環境衛生の需用費ということで、修繕費、ビーチクリーナーの25万4,000円ですが、ビーチクリーナーの前のタイヤショベルと後ろで砂とごみを分けるという機械がございまして、簡単に言いますと格子状で、そこから機械の中へ入って砂とごみを分けるという格好なんです、その一番先頭のふるいの部分が、海岸等にありまして例えばテトラとか、そういうものにかかった場合曲がって、これは一度、14年度夏からスタートしたときに曲がっておりまして、それを補修後、たまたまもう弱っておりまして、ちょっ

とした大きいものに引っかかると曲がるというような状況が起きまして、今後の対応のために予備品を買っておくための対応用ということで、購入するため予算計上をさせていただきました。

それから、14ページのじん芥費の委託料、これは先ほどご質問のとおり、夏の台風の時期の海草の除去ということで、今後の対応はどのような考え方をするかというようなお話でしたが、これについては現在は環境整備課で、開設期間であろうが、海岸を掃除していくという基本から対応しておりますが、こういったことについては開設期間あるいは海岸の管理の方法等、内部でその管理の状況についてこれから協議しておく必要があるだろうと、そのように思っております。

それから、23節の償還金の内容ですが、これについては廃棄物処理の御宿町の条例の中で手数料をいただきますということで、規定はしてございます。その中で、マンション等については一括管理費の中でそのマンション分を払うというようなことをやっています。たまたま個人の方が知らずに自分で納めている状況がございまして、その二重払いについて返還するというので予算措置をさせていただいたと、そのようなこととございます。

(発言する者あり)

環境整備課長(井上秀樹君) すみません。環境衛生費の委託料7万2,000円ということで、これにつきましては緊急雇用の創出関係の委託料がそのまま上乘せになって、今回交付されるということで、支出側においても、その分を今後契約変更いたしますが、それで調整をしております。

議長(伊藤博明君) 石井芳清君。

1番(石井芳清君) まず、読影協会の方は了解いたしました。今後負担がふえることなく事業が継続できるということで安心をいたしました。

それから、環境衛生費の方であります。まず、ビーチクリーナーの扱いについてなんです。これでたしか2回目ということなんですけれども、先般も申し上げましたが、扱うものが重機ということでございますので、やはりかつ慎重を期して扱うということが大事だろうと思うんです。ですから、そういうものも、例えばもしわからない状況があれば、もうおりて確認をして作業に入るぐらいのことが当然必要だろうと思うんです。そういう行動自体が、機械が壊れる分にはいいんですけれども、やはり海岸ですので、人命に関することがあれば、これはもうあってはならないこととありますから。やはりそういうことは不注意で起こるわけですから、そういう面では、オペレーターとしては非常に軽率な作業行為があったのかと類推するわ

けでありますから、その辺の作業管理について、今以上にやはりきちんとやっていただくような対応を、今後求めたいというふうに思います。

それから、今度の台風の関係なんですけれども、これはちょっと小さい写真なので、わかりづらいかと思いますが、ご承知のとおり、ちょうど中央海岸から浜海岸の真ん中あたり、波で3メートル近く砂が削られているという状況になってしまっているんですね。真ん中にサーファーが立っているんですけれども、サーファーの2倍以上の高さで削られています。

確かに、今度の台風は人家等、人的被害がなくてよかったわけなんですけれども、そうはいつたって、この御宿町の大変大事な財産である砂浜、これをどうしていくかということと、もう一つはこのビーチクリーナーの活用についても、これまでもその辺の砂浜が非常に柔らかいということで、もぐったりとかということで、作業効率が非常に悪かったわけなんですけれども、そもそも広範囲にわたって作業をするということがビーチクリーナーの役目であったわけですから、これを見ますと、現実的には、少なくとも1日の作業の中では、両方、浜、中央、岩和田海岸ですか、一括してクリーナー、要するに機械処理をすることは非常に困難であるというふうに思うんです。その部分で、今後どうされていくのか。それで、先ほど清掃委託ということで、雇用対策ということで、財源的にはあれなんですけれども、補正があるわけです。

それで、先般ボランティアが海岸清掃をするということで、同伴をさせていただいたんですけれども、8人程度で約2時間程度で、月の沙漠記念館から、ここのちょうど切れたところまでの約50メートル幅ぐらいでほぼきれいに掃除ができたと思うんです。そうした中で、確かに条例上の管理責任、先ほどから私が言っていますけれども、そういう中での役場の責務というのは、それはあると思うんです、所管と、どういう作業をするかということで。

それから、特に夏季においては売店等、やはり受益者の方を含めてそういうのがありますから、あと一般町民、これまでも月1回の清掃とかがあったわけでありまして、そういう中で今後どうしていくのかというものも、機械も入れた中で、先般も申しあげましたけれども、さらに検討していく必要があるかと思うんです。そういう中で、お互いの範囲の中でやることできれば、大分違うのではないかなと思うんです。

ただ文句を言っているだけだという状況もあるようにも聞こえますけれども、それだけでは、ちょっとこれからはうまくないのではないかなと。現実的に財源が減っていく中で、回数等も大分制限されていくのが実態だと思うんです。それから、今言ったとおりに、現実的には海岸が切れてしまっていますので、1回で作業できないということもあります。その辺のことも含

めまして、きちんとしていく必要があると思うんですが、その辺のところにつきまして答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点です。

海の家が解体された後をちょっと見てみたんですけれども、私が細かく見たら、そんなに時間はないけれども、100本近くのくぎが拾えたんです。町民からの苦情もあるわけです。確かに1軒当たり何千本というくぎを多分使うわけでしょうから、全くゼロというわけには事実上いかないと思うんですけれども、それから、特に注意していただきたいのは、ステンレスのくぎがあったんです。鉄のくぎというのは大体1年ちょっとでさびて、形がなくなったり、先が丸くなってしまったりするので、それほどのあれはないと思うんですけれども、ステンレスのくぎはさびませんので、その辺のやはり、もともと全部1回で壊してしまうものですから、1回ごとにくぎなんかは更新していくわけでしょうから、そういう部分は細かいところをもう少し気を遣って設置するような指導というのが町としても求められてくると思うんです。

それから、作業法についても、そういう清掃作業なんかもしていただいているかとは思うんですけれども、さらに注意を喚起していただきたいと思います。

それから、長くなって失礼ですけれども、冬場12月にこれまで火祭りをやっていたね。あのとき、たしかやぐらを組んでかすがいですが、そういうのを打ってとめていると思うんですけれども、あの本数についてもきちんと、何本購入して、何本使って、何本回収したかということも、きちんと記録にとっておく必要があると思うんです。やはり一般住民にそれだけのことを言うなら、行政としても同じような作業、事業形態をとっているわけですから、その中で、やはりきちっとそういうものを管理するということは大変大事なことだろうと思いますし、そうでもしないと、一般住民に対する示しもつかない、行政指導もできないのではないかなと思いますので、その辺のところも含めまして、今後をどう考えていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

環境整備課長（井上秀樹君） まず、ビーチクリーナーの運転のお話ですが、それについては、今後契約等の場合の考え方、その辺のマニュアル等の整備を協議していきたいと、そのように思います。

それから、広範囲における海岸清掃のお話ですが、途中で確かに今現在はその写真のとおり一括してできない状況にあります。今後のその地域の変化の状況が、私どもには明確にわかりませんが、それが平らになればまた違う話であって、その状況に応じて、2分割、3分割し

た清掃の仕方をしていく必要があると思います。

それから、私ども直接一括でできるお話ではないのですが、例えば今のくぎのお話とか、そういうものについては、やはり管理責任と申しますか、清掃に含めた、そういう動きの中でいつごろまでに、だれがどのような管理をしていくかというようなお話は協議をしていきたいと、そのように思います。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 夏季の売店の撤去後の処理ということですがけれども、私どもの方からも受益者に注意し、また清掃についての指導を行っていきたくと考えております。

また、渚の火祭りのやぐらの関係について、今まではそういう数とか、実際に勘定した経緯もございません。今後本数等をなるべく把握できるように注意をしながら行っていきたくと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） さっきの海岸のことで、これは自然相手の話ではあるんですけども、これは土木ですか、との関係になるかと思っておりますけれども、今後、海岸砂丘、砂浜について、町としても、所管は違うわけですがけれども、一定の定点観測をしていながら、この海岸の保全という観点で取り組む必要があるかと思っております。直近の中では今度、前に私から見まして大変な異常事態だろうと思っておりますし、これは浸食が進むならば、人家にも影響を及ぼすと思うわけですがけれども、それらにつきまして、現在どのような対応が協議されているのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 浜海岸の件なんですけど、先日、夷隅地域整備センター、旧大原土木事務所におきまして現地を確認しております。その中で、県としては、暫定的ですが、観光客も多い海岸ということで、立ち入り禁止の看板を設置してある状況でございます。また、県との協議の中で、岩和田漁港から御宿漁港の間で波の穏やかなときに見ますと、白い砂のような形態になっています。また、サーファーがサーフィンをやっている状況を見ますと、遠浅の状態となっていると思っておりますので、今後冬になりますと、ある程度砂が戻ってくるのではないかと申すので、今は県との協議が進んでいる状況です。その状況を見まして、また冬以降、まだこういう状況が続くようでしたら、再度県と協議していきたくと考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

では、次へ移ります。

16ページであります、水産業費の中でありまして、計画策定委託とありますね。こちらが委託料ということで補正をされておりますが、その具体的な内容です。それから、これは何カ年程度の計画になって、土地利用計画というようなご説明を今いただきましたが、およそどのような事業計画、要するに事業費はどの程度が見積もられているのか、予想されているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

また、内容的には細かくはわかりませんが、せっかくこういう計画を策定をしていくわけがありますから、漁業なども大変厳しい中で、いろいろ漁協も含めまして、漁民の皆さんの生活も大変だというようなお話も聞いておりますけれども、町としても今後のあるべき漁業はどういうものかというものも、例えば提示をしていきながら、漁民の皆さん、漁協の皆さんと協議をしていく必要があるかと思うんです。

特に私が思いますのは、八丈島は、この間テレビ等では、新たな漁業従事者をほかから採用する、そういう施策を打ち出している町もあるというふうに思います。そういう面におきましては、御宿町も非常に町として有名なところでありまして、例えば波の高いときは漁業が中止、そういうときは、逆に言えばサーファーもできるわけでありまして、そういう形では新たな事業参加者の条件というの、ほかの町と比べて御宿町は多いというふうに思うわけでありまして、ぜひそうしたものの観点、もし町がそういう形を取り入れるならば、そうしたものを含めまして、計画の進行を願いたいというふうに思うわけでありまして、それについて、見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石田農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） お答えを申し上げます。

漁港整備費の中の委託料、計画策定委託ということでございますが、本年度から平成20年度までの5カ年にわたりまして、国・県の補助を得まして漁港漁場機能高度化整備事業を行います。事業の内容につきましては、各年度ごとにわたりますが、例えば係留施設、物揚げ場、あるいは護岸の改良、あるいは港内のしゅんせつなどございます。実施3カ年計画にも盛り込んでおりますが、5カ年で20年度まで合計いたしますと、およそ2億2,000万ほどの事業費を要すると推計しております。

この計画策定委託の実際の内容でございますが、業務計画策定にかかわる現況測量費として130万円、計画策定委託業務といたしまして135万円ということで、この内容につきましては、漁港施設用地等利用計画書の作成、これに伴う施設用地積算基礎資料の作成、既設漁港施設の

立地面積総括表、漁港整備計画平面図（当初及び変更）、漁港施設用地等利用計画平面図、利用計画に関する協議書の作成、このような内容になっております。

漁業関係も非常に厳しい環境にございますが、直接私が例えば組合長さんとかに話したことはございませんが、いろいろ事務サイドとして、今の状況が他から漁業者を依頼して来ていただくような環境にはないと現時点では認識しております。ご指摘の点につきましては、今後漁業従事者の皆さんと、推移を見ながら検討する課題かなと思いますが、現時点ではそういうことは考えておりません。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

18ページであります。道路橋梁費の中で0109号線道路改良費ということですが、この具体的な内容、それから、たしか0109号線は開通に当たって、関係施設の安全確保、それから夏に向かっての交通調査等が行われたというふうに聞きますが、その交通調査の結果がどのようなものだったのか。それから、そういうことも踏まえまして、今後どういう対応を考えているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、同ページの住宅費であります。し尿収集手数料という内容のようではありますが、住宅費の中で、岩和田住宅に関してあります。これは昨今の中では上水道の施設がされたりとか、施設整備が進んでいるわけですが、雑排水の対応についてはどのようになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

また、同ページ、都市計画であります。地形図修正業務委託ということでございます。都市計画、きょう町長の報告の中でも決定を見たという経過の報告もありましたが、それらは最終的には県の方に行って審査をされたと思いますが、その最終的な県での質疑というか、質問と申しましょうか、どういう内容があったのか、その内容についてご紹介をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） まず、今回の事業内容なんですが、議員もご承知のとおり、電設工事健康保健組合御宿保養所までは整備されております。その先約250メートルについて、本年度4月1日の供用開始に向かっての、町長のあいさつの中にもありましたように、岩和田

地区内の未整備地区もあり、地元住民の協力をもらい、可能であれば整備するというところでうたってございます。そのような中で、費用も含めてなんですけど、ある程度費用のめどがつかまりましたので、今回その先を進捗させていただくということで提案させていただいております。

続いて、交通量調査につきましては、4月29日と5月1日8時半から午後8時半まで行いまして、その結果としては122台程度でございました。その内容は、主に地元のナンバーが多く、結果的には地元の方が使っていた状況だと私は考えております。

続きまして、住宅のし尿収集の中の、今後の岩和田団地の雑排水についてですが、今現在、公営住宅につきましては、富士浦団地を除いて、まだ合併浄化槽が設置されていない状況でございまして。その中で、今現在、岩和田団地につきましては、外壁の改修工事を、平成17年度まで行う予定でございまして。外壁が終わった段階で、矢田団地の浄化槽の整備を行い、その後、再度岩和田団地に帰りまして合併浄化槽を検討していきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 都市計画におきましては、7月26日に千葉県都市計画審議会がありまして、そこに出席をいたしまして、審議委員からの質疑の中で、まず2点ありました。まず、ごみ焼却場及び火葬場等については、都市施設となるために、自治体ではどう考えておられるのかという質疑でありましたが、いずれ2つの施設については広域業務として位置づけて、現在計画されているということでお答えしました。

もう一点は、御宿町にはマンションが幾棟かありますけれども、そのマンションの改築計画についてどのような状況があるかということでございましたけれども、現在、改築のお話は来ていないところでありますけれども、マンションについては入居者の5分の4以上の同意と周辺住民との協議が必要ということでお答えし、また、御宿町の都市計画審議会でもマンションの扱いについて、現在の入居者全員にお知らせするようだというご意見もございましたので、入居者には全員お知らせしてある次第でございまして。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 0109号線なんですけれども、今後、例えばあそこは非常に散歩コースということにもなっているようでございますので、例えば夜間の街灯などをつけてほしいというような意見もあるかと思います。先ほど私ちょっと質問したんですが、今後の対応について、それらも含めてどう考えているか、安全対策に関して、それについて最後にお聞きします。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 街灯の件につきましては、地域の方から確かにご要望もございます。ただ、今の状況を考えますと、人家もない状況の中で、余りにも明るくしたことがいいのかどうか、警察との協議の中で、つけたことによって逆に問題があることもあり得るということでもありますので、状況をもう少し時間を置いて見た中で、検討していきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第6号 平成15年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第6号 平成15年度御宿町水道事業決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本年度の決算につきましては、町監査委員の審査に付して、その意見を得ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものです。

収益事業決算の概要は、水道事業収益2億3,552万8,134円、前年度より0.01%増加、水道事業費用2億7,732万8,804円、前年度より0.04%減少となり、累積欠損金3億757万7,748円となりました。

詳細については担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、平成15年度御宿町水道事業決算についてご説明いたします。

まず、11ページの水道事業の報告書をお願いいたします。

業務状況につきましては、給水戸数3,386戸、年間総給水量で94万2,386立方、有収水量87万5,951立方、有収率については92.95%です。1日最大給水量は、8月10日に記録しました4,675立方、1日平均給水量は2,575立方、1人1日平均有収水量は314リットルとなりました。これを前年度と比較しますと、給水戸数で69戸の増加、給水量は夏季の冷夏はあったものの、結果的には1万6,666立方の増でした。率にしまして1.8%の増加です。有収水量は7,093立方の増、率にして0.8%の増加です。1日最大給水量は416立方の減少、1日平均給水量は39立方の増加となりました。

建設状況につきましては、建設改良事業として、浄水場フロキュレーター駆動部交換工事220万円、水管橋布設がえ工事388万3,000円等を実施いたしました。

経営状況につきましては、まず、収益的収支は水道事業収益2億3,552万8,134円、税込みで2億4,630万8,311円に対しまして、水道事業費用は2億7,732万8,804円、税込みで2億8,458万6,351円で、前年度より損失額は1,170万2,108円解消されましたが、前年度末、年度末純損失額は4,180万670円生じました。これにより、前年度までの欠損金が2億6,577万7,078円で、前年度までの欠損金と平成15年度分を合わせますと3億757万7,748円となりました。

収益の主なものは給水収益が2億1,565万8,061円、他会計補助金1,000万円、県補助金950万円、受取利息及び配当金で6万9,311円等、収益的収入総額の前年度対比は0.7%の増加です。

これに対して、費用の主なものは、受水費が1億803万179円、減価償却費が7,722万8,242円、企業債支払利息が2,210万553円、収益的支出総額の前年度対比は3.6%の減少となりました。

また、収益的収支においては、収入総額1,380万円、税込みで1,424万円で、これに対して支出は、建設改良費が909万5,448円、税込みで954万8,488円、企業債償還金3,838万2,319円で、支出総額4,747万7,767円、税込みで4,793万807円となり、差し引き3,369万807円の不足が生じました。

なお、収入額が支出に対して不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

続きまして、9ページをお願いいたします。

平成15年度御宿町水道事業貸借対照表についてご説明いたします。

まず、資本の部といたしまして、有形固定資産合計40億1,614万7,834円、流動資産6億6,157万519円で、その内訳は現金及び未収金です。

続きまして10ページをお願いいたします。

負債の部です。負債の部、229万9,700円の内訳ですが、未払い金199万9,700円は水道収益が工事等で支払った消費税より少なかったため、確定申告分を支払うものです。その他、流動負債30万円は、平成15年2月1日、御宿町水道事業収納取扱金融機関の御宿岩和田漁業協同組合の信用事業部を千葉県信用漁業協同組合連合会へ譲渡したことに伴い、新たに収納取扱金融機関事務取扱規約第10条による担保預かり金です。

資本の部ですが、自己資本金が17億3,572万9,000円、これは町が水道事業を開始してから町の出資した累計金額です。借入資本金4億7,533万3,188円は過去に借り入れた未償還残高です。資本金合計は22億1,106万2,188円です。

剰余金は資本剰余金で、町が水道事業を開始してからの補助金や開発負担金の累計で、27億4,193万4,213円です。

欠損金は減債積立金と当年度未処理欠損金を引いた2億7,757万7,748円となります。

剰余金合計は、資本剰余金合計から欠損金合計を引いた24億6,435万6,465円となります。

資本金合計は、資本合計と剰余金合計を足した46億7,541万8,653円となります。

負債資本金合計は、負債合計と資本合計を足した46億7,771万8,353円となります。

以上で水道事業会計の決算について説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より、監査報告をお願いいたします。

代表監査委員（新井和夫君） 監査委員の新井でございます。本日はご苦労さまでございます。

では、議案第6号 平成15年度御宿町水道事業決算につきまして、監査報告をいたします。

平成15年度水道事業決算につきましては、平成16年6月14日午後1時30分より、議会委員会室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。平成15年度御宿町水道事業決算について、決算書類並びに関係帳簿、関係書類を審査した結果、正当なものと認めます。

なお、詳細につきましては、平成15年度御宿町水道事業決算審査意見書によって報告をしてございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

水道事業の決算でございますが、今、監査委員の方から簡潔なご報告がございまして、今、その内容を書面の方を見ているわけでございますが、監査の方の指摘を見ますと、やはり南房総広域水道企業団からの受水費の懸念が表明されておるわけでありまして、今、1億何がしということで、ほとんどの決算額の報告もありましたが、そもそも契約と申しましょうか、割り当て水量がございましてね。それとの関係で15年度がどうであったのか。それから、多分広域水道の方も決算が出ているかと思うんですけども、全体的にどうであったのか。

それから、計画ではもうそろそろ、たしか17年度でしたか、再度また受水費の引き上げが予定されていたように記憶があるわけでありましてけれども、そうしますと、今年あたりはそうした事務の調整がされているというように思うんです。予算のときにも伺いましたが、現状どういう状況になっているのかということのご報告を、ぜひいただきたいわけですね。それが今後どのように本町の水道事業に影響があるのかということは大変重大な問題であるわけでございます。その辺のことも含めまして、報告をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 水道料金の広域の料金改定ということで、お話をさせていただきます。

まず、平成12年度の料金改定の概要について、まずお話しさせていただきます。南房総広域水道企業団の用水供給料金は、一部制から二部制に平成12年度に改正されております。当時の企業団の原案を見ますと、平均で18.1%のアップの提案でしたが、最終的には12.1%アップということで、現在の料金体系に改正されております。

また、その当時、御宿町の料金は約26.81%のアップ率でしたが、結果的には20.29%のアップ率に修正され、当初提案額より、平成12年度から16年度の5年間で、当時の試算に基づきますと、約7,075万9,000円の軽減ということで提案されたという経緯がございます。

続いて、ご指摘のとおり平成16年度現在、料金改定の提案が事務局の方からございます。企業団としては、平成8年度に経営を開始して以来、経常損益が毎年赤字で、平成12年度に平均で12.1%の改定でしたが、依然赤字の状態でございます。平成15年度の企業団の決算書の累積欠損金は32億9,850万8,830円に上っており、現在の料金体系では累積欠損金がますます

す増加するというところで、提案がございます。

続いて、料金改定の基本方針ということでございますが、料金算定期間は平成15年度から平成21年度の5カ年間に於いて収支均衡を図るということでございます。水道料金は、今回は平均8.51%の引き上げ率ということで、平成12年度の料金改定の一部制から二部制へ移行したときの料金水準が激変緩和型の暫定措置ということで、1日最大給水量を調整した経緯がございます。そういうことで、今回は1日最大給水量、計画では5万5,060立方を基準にし、各事業体へ負担割り当てを予定するというところでございます。

その方針に沿って、企業団からは、現在2つの案が出されております。一方は、御宿町に対して21.1%という形の提案でございます。もう一方は、固定費等の変動をいじりまして90対1という形で変更し、御宿町においての料金アップ率は20.2という形で、今、提案がございます。その5年間の影響額は約1億1,026万6,622円ということでございます。

今後の日程ということで、現在、10月、11月の2カ月間で15構成団体の水道課長を集めまして、12月までにある程度のめどを立てていきたいという報告を受けています。その料金によって、町が影響を受けるということでございますが、平成12年度に御宿町としては今後やはりこの1億何がしという、当然上がった中で、水道のさらなる合理化を含めた中で、再度町の料金徴収とか、そういうものを含めまして、なお一層合理化を図りながら、水道経営をやっていったらということで、今検討している状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） なかなか逼迫した状況を今、ご説明いただきましたが、何度も申しますけれども、大変厳しい生活を余儀なくされている経済状況のもとですので、なるべくなるべくではないんですけれども、料金については据え置きで残していただきたいなと思うんです。一例を挙げれば、お隣の自治体におきましては大変な差額もありながら、一般会計で一定の負担を持ちつつ料金を据え置きながら、そういう自治体もあるわけでございますので、これは国保のときにも指摘させていただきましたけれども、ぜひそういう形でお願いをしたいと思えますし、また、広域水道企業団につきましても、これは管理、運営面につきましても、町民から直接選挙されていくというような状況もございませんし、なかなか不透明な部分が、見えてあるわけでありまして、その辺の不透明さ、要するに、もっと合理化できる部分もあるのではないかとこともあろうかと思えます。そういうものも含めまして、透明性の高さ、またそういう面での努力を今後とも行っていただきたいというふうに思えます。

それから、一方で本町の水道事業がどうかと申しますと、浄水場などにつきましても、大分

外見的にもさびが目立つような状況になってきているわけであります。今決算でも、施設改良と申しまして、実際問題はそうした部分での保守管理面がほとんどであろうかというふうに思います。その部分について、今後どうされていくのか。

もう一方で、決算の中の9ページ、貸借対照表の中では、例えば流動資産ということで6億何がしの現金の預金があるわけでありますが、こうしたものについてもきちんとした運用の規定を設ければ、庁内でのさまざまな活用も可能であろうというふうに我々は考えるわけでありますが、そうしたものについての検討を具体化をしていく必要があるというふうに思います。それらについてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 浄水場の補修ということで、議員のご指摘のとおり、現在かなり老朽化している状況でございます。平成16年度の新年度予算のときにもお話し申し上げておりますが、本年度は民間側のフェンスの取りかえ工事を行いまして、浄水場の周りを整備し、今後単年度で費用のかからない形で順次整備を進めていきたいと考えております。

また、現金・預金につきましても、今後企画財政課とも協議を進めながら、内部留保資金、6億4,529万円につきまして、有効な活用を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり認定することに決しました。

これより2時10分まで休憩します。

（午後 1時55分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第7号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議案となりました、議案第7号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここにご提案申し上げるものでございます。平成15年度の決算の概要につきましては、歳入で9億112万2,049円、歳出で8億7,369万8,671円となり、2,742万3,378円が繰越金という結果となりましたが、引き続き今後も制度の健全な運営に努めたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月31日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成15年度国民健康保険特別会計の決算についてご説明いたします。

平成15年度の概要でございますが、国民健康保険特別会計決算の概要4ページの決算の比較、5ページの決算構成比表もあわせてご参照いただきたいと思います。

保険給付費は対前年度比6.9%増の5億4,104万5,454円、歳出決算額の61.9%を占め、療養給付費と療養費を合わせて一般被保険者、退職被保険者別で見ますと、一般は23.9%増の3億7,488万5,904円、退職は26.7%減の9,603万7,537円となりました。

6ページの国保加入者推移表をご参照いただきたいと思います。国民健康保険の加入状況は加入者数4,674人で全住民の56.6%、世帯では72.2%となり年々増加をしております。

8ページの老人保健拠出金推移表でございますが、老人保健拠出金は対前年度比14.4%減の2億4,328万521円で歳出全体の27.8%となっております。

平成14年10月の法改正により、各保険者が拠出する率が70%から5年間で段階的に50%に引き下げることになりましたので、平成19年度ごろまでは拠出金額が減少すると見込まれます。これに対して、歳入決算の構成比は保険税が歳入全体の33%、国庫支出金が37.3%となっております。前年度繰越金は4,402万1,868円、税率は据え置きで財政調整基金5,000万円の

取り崩しを行い、平成15年度国保会計を維持することができました。

5 ページからの事項別明細書を歳入からご説明をさせていただきます。

国民健康保険税は全体の収納率75.6%、前年度歳入額との比較では4.7ポイント減の2億9,748万9,590円となりました。

次に、6 ページの使用料及び手数料は、保険税督促手数料として1件100円の796件、収入済額7万9,600円となっております。

次の国庫支出金ですが、3億3,594万9,681円で前年度比3.2%の増でございます。

次に7 ページの療養給付費等交付金1億66万1,000円、前年度比24.3%の減でございます。これにつきましては、退職被保険者医療費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

次の県支出金は、負担金及び補助金の合計で545万6,764円でございます。

8 ページの共同事業交付金は2,544万8,496円で、これについては国保連合会から交付されるものでございます。

次の財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子として1,291円となっております。

次に、9 ページにかけての繰入金でございますが、一般会計から4,194万7,000円、財政調整基金から5,000万円、合計で9,194万7,000円となっております。

次の繰越金でございますが、平成14年度からの繰越金として4,402万1,868円でございます。

10ページの諸収入は6万7,759円。歳計現金預金利子と延滞金でございます。

以上、歳入合計で9億112万2,049円でございます。

次に、12ページからの歳出でございますが、総務費として1,523万6,786円。内訳で総務管理費1,377万3,607円、徴税費137万4,379円、運営協議会費8万8,800円でございます。総務管理費につきましては、臨時職員1名の人件費と事務費の合計でございます。

次に13ページの保険給付費は5億4,104万5,454円。内訳としまして療養諸費4億7,284万1,201円、高額療養費5,835万4,253円、出産育児諸費390万円、葬祭諸費595万円でございます。移送費につきましては、平成15年度は支出はございませんでした。

16ページの老人保健拠出金は2億4,328万528円、次の介護納付金は4,790万6,957円で、ともに支払基金から拠出するものでございます。介護納付金の対象となる2号被保険者数は1,385人で1人当たり3万4,590円となっております。

次に17ページの共同事業拠出金は、県内保険者が拠出して高額な医療費に対処するもので、支出済額1,798万1,539円でございます。

次に、保健事業費は短期人間ドック補助として172万7,904円でございます。

基金積立金は預金利子の1,291円でございます。平成15年度末の基金保有額は9,841万9,311円となっております。

18ページの公債費の支出はございませんでした。

次の諸支出金につきましては、保険税還付金及び療養給付費交付金返還金で651万8,219円でございます。

次に、19ページの予備費でございますが、5款の共同事業費拠出金及び6款保健事業費の予算額に不足が生じたため充当いたしました。

以上、歳出合計8億7,369万8,671円、歳入歳出差引額は2,742万3,378円ございました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より、監査報告をお願いいたします。

代表監査委員（新井和夫君） 議案第7号 平成15年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出につきまして、監査報告をいたします。

平成15年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、平成16年7月26日、午前9時30分より、議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成15年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものとして認めます。

なお、詳細につきましては平成15年度御宿町決算審査意見書に報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

まず5ページの保険税収納関係であります。全体で75.66%の収納率ということでございますが、内容的には説明資料ということで、いろいろ図面が添付されまして、非常に見やすいのを添付していただいておりますけれども、そこを見ると非常に歴然とする部分があるわけですが、この間の推移について一度ご説明をいただきたいと思っております。

また、今後の対応についてもあわせてお伺いをしたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） ただいまご質問の保険税の収納につきまして、ご説明いたします。

15年度の決算額では75.66%ということになっておりますが、14年度の収納率76.44%と比較しますと0.78ポイント低くなっております。

このうち、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせました現年度分の収納率を県下市町村と比較しますと、平成14年度が92.23、80市町村中24位、15年度が収納率91.89で79市町村中26位の水準となっております。さきに行われました国保運営協議会でも、この中の収納未済額約9,100万円についてご質問がございまして、ご指摘をいただいております。我々としても大変重要な問題として認識をしております、これについて徴収対策に万全を尽くしたいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

ただ、この案件につきましては人命にかかわる案件でございますので、その辺を注意されて作業をしていただきたいというふうに思います。

国保というのは、国民が最後に頼るべき保険だというふうに、こう認識しておりますので、先ほども申し上げましたけれども、憲法におきまして生存権とかありますので、その辺に留意させていただきたいと思います。

それから具体的に説明資料の方でちょっと幾つか伺いたいんですが、説明資料の6、7、それから9ページにかけてでありますけれども、この中で聞きたいのは、1つは医療費の推移ということでございますけれども、これちょっと見ますと入院、入院外、歯科ということで合計ということでありますけれども、それから医療費等を見ますと、必ずしも直線的ではないんですね。ちなみにこの今2段目の1人当たりの医療費ということで、グラフが添付されておりますけれども、これを見ますと、15年度につきましては一般の額が非常に多くなっているわけですね。これは人数との関係もあるかと思っておりますけれども、そのほかに内容的な特徴というのがあるのかどうか。これは数値ではいろいろ出ているわけですが、疾病の内容についてどのような内容があるのかをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それからこの間、全体的には国保への加入者が6ページの上段、11年4,425から4,674人ということで、世帯も増え、人数も増えてきているわけでありまして、その主な実態、下の方にグラフもあるわけでありまして、特に近年の特徴というものはどういうところにあるか、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

また、そういうものに照らしまして、どういう予防施策をとっていくのかということにつきましても、あわせてお答えをいただければと思っております。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） この特徴でございますけれども、平成15年度では一番多いのはやはり循環器の疾病が多うございます。患者の疾病の多い高額の医療の中で、多い患者では32人の患者が循環器の疾病によるものでございます。それが大きな特徴となっております。

それから医療費の動向というんですか、特徴ということですが、7ページのこの概要の表を見ていただきたいと思うんですけれども、この記載されておりますとおり件数でいきますと、平成14年度は平成15年度に比較しますと14年度は2万5,463件、15年度は2万8,244件で10%、医療費は4億9,311万5,241円が5億2,927万691円となっております、7.3%、1人当たりの医療費では16万4,701円が17万1,343円、4%の増となっております、この推移から見ますと、加入者の増加と高度医療の患者は年々増加する、このような状況になっております。

加入者の特徴は、現在これはやはり景気が低迷しておりまして、低所得者数の社会保険を離脱した所得の少ない被保険者が増加しているのが大きな特徴でございます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 予防対策ということで、ご質問があったと思いますので保健福祉課の方から説明させていただきます。

早期発見早期治療ということで、各種実施しております。健康診査などの検診率を上げることが重要かと思えます。郡内ではトップクラスの検診率を保っておりますけれども、まだ検診率の低いものもございますので、できるだけ受診率が上がるように、広報等で周知をしてゆきたいと、思います。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

医療費の推移については、循環器系とかとおっしゃられましたけれども、循環器といっても大変広うございますし、幾つの特徴があるのか、ないのかですね。この伸びについてはこの数値のとおりでありましょうから、その内容についてお聞きしたところでございます。

それから、ではそういう中で9ページの方で税率推移等ございますが、この11年度から15年度までは当然同じ税率で来たわけで、今年たしか6月でしたか、税率の改定があったわけですが、まだ配られて、納付状況も具体的にはまだよくわからないという状況だろうと思えますけれども、先ほど課長おっしゃられたとおりに、非常に低所得者の方が加入者として増えてきている状況の中で、一番最初に質問いたしました収納率との関係の中では、前年度に対

する課税というのは常識でございますし、要するに税を払うときには収入がないんですよね、簡単に言うと。そういう事態が生じていると思うんです。次の職がきちんと定めればいいんでしょうけれども、なかなかその仕事もままならないというのが実態であるというふうに思います。

そういうものも含めましてどうしていくのか、また一定の者についてはたしか減免の規定というのも一定あるかと思いますが、そういうものをどう活用してもらえるのか。そういう部分での相談業務なんか、もしくは広報業務というのもあわせて必要になるというふうに思うわけでありましてけれども、それらについての考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務課長（木原政吉君） 保険税につきましては16年度で税率改正をしまして、7月1日、本算定時点で、1世帯当たり昨年と比較しまして7,000円ほど上がっております。これにつきましては、議会の方から住民によく周知するよというご指導を受けまして、被保険者の方にパンフレット、またお知らせ版等で行いまして、それについては問い合わせは10件程度で、あわせて区長会の方にもご説明したところであります。

今の石井議員から、そういった状況の中で納税相談を含めて、どういう広報をしているのかというご質問ですが、一般税を含めまして、当面単独によるまちづくりを進めていく中で、保険税も含めまして自主財源の主である地方税について確保していくことということで、徴収体制を強化しているというのが税務課の使命であるというふうに認識しております。しかし同時に、石井議員のおっしゃられるように、保険税も含めて納税者の方に対する納税相談、また税法で定められております徴収猶予の制度に関してお知らせしていくことも大変重要というふうに認識しております。

税法の中には、災害や火災の被害に遭う場合には、それ以外にも盗難や、また今言った中に関係していると思いますが、事業の廃止や休止、そして事業について著しい損失を受けた場合には1年間、またやむを得ない事情がある場合は、これを最高2年まで猶予するという制度もございます。これについては余り知られておりませんので、この辺についても通常の納税相談に加えて、広報紙またホームページ等を通じまして広報をしていきたい、というふうに考えます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第10、議案第8号 平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました、議案第8号 平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げるものでございます。

平成15年度の決算につきましては、歳入で11億6,279万3,032円、歳出で11億4,598万9,031円となり、1,680万4,001円が繰越金という結果となりました。

高度医療化により医療費はますます伸びる傾向となっておりますが、今後もなお一層の健康管理に対する意識向上を目的とした保健事業等を実施し、医療費の抑制に努めたいと考えておりますので、よろしくご審議、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長(伊藤博明君) 佐藤住民課長。

住民課長(佐藤良雄君) 平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

老人保健の医療費に対する負担割合は、従来は社会保険診療報酬支払基金70%、公費負担30%となっておりますが、法改正によりまして、平成14年10月以降、5年間をかけて段階的に調整し、5年後に負担割合を50%ずつの割合とすることになっております。2年目となる平成15年度は、前半医療費、これは3月から9月までですけれども、社会保険診療報酬支払基金66%、公費負担34%。後半医療費、これは10月から2月までですけれども、社会保険診療報酬支払基金62%、公費負担38%の法定負担割合に基づく収入でございます。

また、老人医療受給者は1,972人で、前年度比0.5%の減、医療費状況では前年度比5.2%増となりました。

3ページの事項別明細書から説明をさせていただきます。

支払基金交付金、収入済額7億6,259万1,000円。この内訳として、医療費交付金7億5,847万9,000円、約65%が支払基金から交付されるものです。審査支払手数料411万2,000円でございます。

次の国庫支出金、収入済額2億6,418万7,768円、23.4%相当が概算で交付されたものでございます。

次の県支出金、収入済額6,480万3,000円、これは6%相当分でございます。

4ページ、繰入金は一般会計からの6,977万7,000円でございます。

次の繰越金は、前年度繰越金1万6,896円でございます。

諸収入は141万7,368円。内訳としまして、預金利子282円、雑入、第三者納付金141万7,086円、これは交通事故の医療費で1件分でございます。

歳入合計は11億6,279万3,032円でございます。

次に、5ページの歳出でございますが、医療諸費、支出済額11億3,781万4,716円。内訳としまして、医療給付費11億1,493万1,819円、これは病院及び診療所の医療費でございます。医療費支給費1,885万2,492円、これは接骨及び補装具高額医療費支給分でございます。審査支払手数料403万405円、レセプトの審査支払手数料でございます。

次の諸支出金638万9,686円、負担割合に基づいて算定いたしました返還金でございます。繰出金178万4,629円は、町負担割合に基づいて算定いたしました返還金でございます。

公債費、予備費はともに支出はございませんでした。

以上、歳出合計11億4,598万9,031円でございます。歳入歳出差引額が1,680万4,001円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君）　ここで、新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員（新井和夫君）　議案第8号　平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、平成16年7月26日、午前9時30分より、議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成15年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものとして認めます。

なお、詳細につきましては平成15年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

決算概要を見させていただきましたが、平成15年度から老人保健法改正により、対象年齢が75歳に引き上げられたというような説明の中で、今後とも伸びは急激な増加はないのではないかとというような推察がされているわけでありますけれども、私は、これは逆に言えば、必要な医療が受けられないおそれがあるのではないかと懸念をするものであります。それに対して、町としてどういうふうな対応をとられるのかですね。健康管理に、啓発活動など書いてあるわけでありますが、具体的にどのような対応をとられるのかお聞かせを願いたいと思います。

また、歳出状況の中で概要の中の一番最後、12ページの医療費支給についてということがありますが、接骨医、コルセット及び高額医療費の支給状況ということで、ちょっと表の見方がわかりませんが、表が出ておりますが、これら、特に老人関係は骨折をすると、やはりそれがもとで結局歩行が困難になるとか、それがもとでほかの疾病を併発するとか、大きなきっかけになるというふうに思うんですね。そういう意味におきまして、そういうものを予防していくということが非常に大切だろうというふうに思うわけでありますが、特にそういうものに対してどういうような予防措置を町として考えておられるのか、執行しておられるのか、その辺について考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 保健福祉の方から、予防という観点で説明させていただきます。

保健福祉課ではB & G海洋センターと連携して高齢者を対象にした転倒防止の運動教室をはじめ、さまざまな健康づくり教室を開催しています。そういう中で、介護保険などでもそうですけれども、転倒が原因で寝たきりになる率が高いといわれておりますので、足腰を鍛えていただくことを目的とした運動教室を開催し、健康づくりを進めていきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） あともう1点の質問は、法改正により年齢が引き上げられたことなど

を含めまして、診療抑制にならないのかと。必要な医療が受けられないことがあるのではないのかという懸念があるということで、そういうものは民生費だとかいろいろなそういうものも含めまして、細かなケアが必要だろうと思うんです。余り重度になってから仕方なく病院に行くということでは、本人も困りますし、また先ほど言った医療費の増嵩にもつながるといふふうに思いますので、それが特に細かいケアが必要だろうという趣旨の意見です。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 今後とも福祉、介護事業を充実させていただきたいと思いません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました、議案第9号 平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここにご提案申し上げるものでございます。

決算の概要といたしましては、歳入総額4億7,244万599円、歳出総額4億5,672万8,316円、実質収支額は1,571万2,283円となりました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、議案第9号 平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書等、資料として配付いたしました決算概要で説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、介護保険の被保険者の状況につきましては決算概要の13ページ6表に記載してありますように、介護保険第1号被保険者、認定者、サービス利用者数ともに年々増加しております。中でも、認定者数、サービス利用者数の伸びが顕著となっております。

それでは決算書の3ページ、事項別明細書の歳入から説明いたします。

介護保険料ですが、調定額7,710万9,300円に対し、収入済額7,662万1,300円で、収入未済額は48万8,000円となっております。

国庫負担金は、介護給付費等負担金で8,183万1,000円、保険給付費の20%分です。

4ページの国庫補助金は3,199万8,200円で、財政調整交付金2,834万9,000円と事務費交付金287万9,200円、介護費用適正化特別対策給付金77万円です。

支払基金交付金は1億3,491万7,000円で、保険給付費の32%分です。

県負担金は5,050万5,000円で、介護給付費の12.5%分です。

5ページに移りますが、一般会計繰入金は6,977万1,000円で、そのうち介護給付費等繰入金は5,217万5,000円、介護給付費の12.5%分の町負担分であります。その他一般会計繰入金1,759万6,000円は事務経費の町負担分です。

6ページの繰越金ですが、前年度繰越金2,664万875円で、以上、歳入の収入済額合計は4億7,244万599円となりました。

歳入の性質別決算の状況につきましては、決算概要の7ページに記載してありますが、負担割合分の精算による差額分につきましては、先ほど補正予算でご承認いただきましたけれども、平成16年度で精算することになります。

次に、歳出ですが決算書7ページをお開き願います。

総務費の総務管理費1,143万2,700円は、職員の人件費や事務費等の費用です。

次に8ページ、介護認定審査会822万6,380円は、介護認定に係る調査員の人件費、意見書作成料や審査会共同設置負担金です。

10ページの保険給付費は4億1,773万595円ですが、内訳につきましては概要の11ページから14ページに記載してございます。概要の11ページのサービスの種類別給付状況から、居宅サービスについて給付額の状況で見ますと約47.9%を占め、昨年度から比較しますと4.1ポイ

ント上昇しております。また、利用件数の状況では82.1%で、昨年度からは2.2ポイントの上昇となっております。

決算書の12ページに戻りますが、財政安定化基金拠出金は49万1,730円です。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金491万1,000円で、15年度末の基金残高は4,615万8,000円となりました。

諸支出金は1,291万4,430円で、平成14年度の給付費、事務費の確定に伴う精算金です。

以上、歳出合計は4億5,672万8,316円です。実質収支額は14ページにありますように1,571万2,283円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） ここで、新井監査委員より監査報告があります。

代表監査委員（新井和夫君） 議案第9号 平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査いたしました。

平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、平成16年7月26日、午前9時30分より、議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成15年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものとして認めます。

なお、詳細につきましては平成15年度御宿町決算審査意見書に報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。介護保険特別会計におきましては、たしか第2期計画の初年度というふうに理解をしておりますが、第1期は初めての介護保険という中で、暗中模索の中の計画づくりであったかなというふうに理解しておりますが、第2期はそうした実績を踏まえた中で、細かい調査なども行われて策定されたというふうに理解しておりますが、そうした中で、現実的な計画を1年間執行した中で、その計画との整合性と申しまししょうか、進捗状況と申しまししょうか、ここに14年、15年度の比較欄が概要には出ているわけではありますが、計画の目標との関係の中ではどのような推移があったのか。その特徴となるものがあればぜひご紹介をいただきたいというふうに思います。

また、そういう中では、国におきましてはたしか5年度におきまして見直しをするというこ

とで、これはたしか出ておったかと思えます。見直しの指針も発表されているように聞きますけれども、昨今の財政難の中から大変厳しい諮問内容が出ているように聞きますが、それに向けて本町でどのような対応をしていくのか、やはり具体化がまた求められてくるのかなというふうに理解をいたしますが、そういう面ではどのような作業をこれから来年度予算、また計画等を踏まえているのか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 第2期介護保険事業計画と15年度決算との比較というよう
なご質問ですが、介護保険給付費総額で申し上げますと、計画では4億5,719万6,000円でご
ざいでしたが、決算で申し上げますと4億1,773万円と、金額では計画数値より約4,000万円
ほど下回った数字となっております。率にして8.6ポイントのマイナスとなっております。内
訳としまして、居宅サービス費は計画数値を2,100万円上回ったわけでありましたが、逆に施設
サービス費は見込みを6,200万円下回ったことが大きな内容になります。

今年度の当初予算と計画数値の比較、また17年度の見込みでも計画数値を下回っておるな
ど、高齢化率35.2%と、県下で2位と高い割には、要介護の出現率は10.3%と、県下でも47
位と低い数字が出ております。しかも全体の半数を要支援、要介護1が占めるなど、比較的元
気な高齢者が多いと言えらると思えます。

全国的にも、施設サービスが多いところは給付増による財政悪化が深刻でありますけれども、
御宿町では施設サービス量が見込みを大幅に下回っており、居宅での介護を望まれる方が多い
ことが主な内容となっているところであります。

このようなことから、会計上は良好な収支を保てておるということで、順調にこれまでは運
営がされていると思えます。

もう1点、保険制度の見直しについてのご質問でありますけれども、国では、介護保険の利
用者急増によりまして保険料の値上げを迫られている市町村が多くあり、現在保険料の最高の
自治体と最低の自治体では3.3倍の格差があるなど、地域格差が著しい状況となっております。
厚生労働省では、社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度見直しに関する意見を受けまし
て、現在制度見直しの作業を進めており、増え続ける給付増に歯どめをかけることを課題とし
ております。

原案の骨子としましては、比較的軽い人向けに予防メニューの創設、筋力強化や食事改善な
どで体の衰えを食い止め、要介護度を進行させないことで給付を抑えることをねらいとしてい

ます。また、市町村独自の地域密着型サービスを導入することなどが新聞で公表されておるところであります。

しかしながら、厚生労働省から具体的にはまだ示されておりませんので、今後の動向を真剣に見きわめて早急に対応を図ってまいりたいと考えます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

居宅が増え、また施設の方は計画より下回るということではありますが、それは地域、家庭によって、要するに居宅の中でケアができていたということと、入所できる施設が限られているということも一方であろうかと思うんですね。先般、勝浦地先の元小学校跡地の施設をちょっと視察をさせていただきましたけれども、もう4月から営業の中で、既に満杯状況だという状況も聞かれております。そうした中で、そうは言ったってないものねだりはできないわけですから、居宅含めまして、介護にかかる前の予防的措置も含めまして、さらなるきめ細かな対応が求められると思うんです。その辺の対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

これより3時10分まで休憩いたします。

（午後 3時00分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時12分）

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第10号 平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました、議案第10号 平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月26日、監査委員の審査を受けましたので、ここに提案いたします。

本決算の規模は、歳入総額31億1,761万8,557円、歳出総額29億8,708万6,743円であり、実質収支額は1億1,976万264円の黒字決算となりました。

平成15年度は、町税や地方交付税が減収となる厳しい財政状況の中でありましたが、本年度の着工に向けた中学校校舎改築についての実施設計業務や活魚槽等の整備など産業振興事業、道路改良や駐輪場整備など生活基盤の整備、治山や高潮被害防止対策など安全対策、少子化、高齢化に対応した各種福祉施策などに取り組んでまいりました。

監査委員会からご意見を受け、今後も健全な財政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算の説明をいたします。

歳入につきまして、決算書の3ページで説明いたします。

予算額と決算額の比較であります。3ページ下段の合計の右の欄で、予算に対する収入済決算額は6,653万2,557円予算より多くなりました。率にしますと102.2%です。この要因につきましては、地方交付税の中の特別交付税の一部を留保したものであるものでございます。

歳入の構成割合につきましては、決算概要の13ページの円グラフで説明いたします。円グラフに示してあるように、町税と地方交付税による割合が56%を占め、次いで国・県支出金が7.7%を占めています。構成割合を14年度と比較してみますと、下の棒グラフに示されているとおり、ほとんどの科目が前年度を下回っています。これらを補うため、基金の取り崩しによる繰入金金の増、町債発行により財政運営をいたしました。

財源確保における今後の見通しとしては、国の三位一体改革がこの秋に示されますが、補助

金の削減が大きく、税源移譲されることが予想されます。こうした補助金の削減が一般財源化することにより、公共のサービスは地域で考えを創出していき、事業費目の精査をしていかなければなりません。

歳出でございますが、決算書の4、5ページにより説明いたします。

予算現額に対する支出の額との比較につきましては、5ページ下段の合計欄の予算現額30億5,108万6,000円に対しまして、支出済額は29億8,708万6,743円でした。16年度への繰越額が2,918万550円となり、不用額は3,481万8,707円でした。この執行率は98.8%で、14年度の執行率は99.1%であり、比較すると0.3ポイントの減となりました。この不用額の多寡は残されるものは残すという財政運営の結果のあらわれであります。

目的別歳出であります。決算概要の12ページにより説明いたします。

構成比のトップは総務費の22%、民生費の17.7%、衛生費16.5%、教育費、公債費が10%台となっています。

総務費は人件費、管理部門の経費や選挙費で、県議、町議会議員、衆議院議員の選挙が執行されたことにより多くを占めています。

民生費は社会福祉施策の充実と老人福祉費の介護関係事業や、老保、介護、国保の3特別会計への繰出金、保育所運営費が多くを占めています。

衛生費は、ごみ処理施設改造工事が14年度で終了したため、大幅に14年度より減となりましたが、大原町のごみ受け入れにより処理費用が増えたことにより、歳出構成比の上位にあります。

教育費は中学校建設へ向けての基金積み立てや実施設計に入ったことにより、14年度より増となっています。

公債費は清掃センターや臨時財政対策債等、多額の借り入れがあったためその利息の償還のため増となったものです。

決算概要の15ページにより性質別歳出の説明をいたします。

経常経費に含まれます人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費につきましては、人件費の増額になっている要因は、定年前退職者があったため退職手当特別負担金が発生したための増です。

扶助費については、心身障害者福祉における措置費から支援費制度への移行、県の乳幼児医療対策事業の現物移行等により増となっています。

物件費については、行政改革大綱を踏まえてその抑制に努めました。消耗品や食糧費の大幅

見直し、また賃金については臨時職員の縮減を図りました。しかし、清掃センターの稼働が16時間となり、大原町のごみ受け入れにより処理量増による焼却灰処理や光熱費の増により、物件費の総額は増えました。

維持補修費については、ほぼ14年度並みです。

補助費等については合併協議会に係る増加の要因はあったものの、単独補助事業の個別見直しを行い、節減に努めたことにより2%減となりました。

義務的経費を含む経常的経費全体では、物件費、扶助費の大幅な伸び、また国保や老人会計への繰出金の増により、26億4,115万4,000円の支出をいたしました。老人福祉関係の充実により今後も伸びることが想定されるため、一層の経常経費の縮減、事務事業評価等に基づく事業の見直しなど、行政改革の推進、歳出構造の転換を図ることが必要となります。

積立金については、中学校建設事業へ向けての学校建設基金積み立てを増額したことによるものです。

投資及び出資金・貸付金については、南房総広域水道企業団の導水路整備に係る元金分の償還が始まったための増です。

投資的経費は、総額で2億8,231万3,000円を支出いたしました。14年度より69.6%の減となりました。これは清掃センターの改修工事の完成と公共ネットワークシステム整備の終了、町道0109号線の事業規模の減少により大幅な減額となりました。自主事業については、道路改良、岩和田団地の住宅改修、海洋センタープールの屋根改修、浜海岸の海岸保全施設整備等を実施いたしました。

最後に、財政指標の推移につきまして決算概要の10ページで説明いたします。

財政の弾力性を示す経常収支比率を比較してみると、前年度の85.1%から84.1%と、1ポイント減となり弾力性はやや向上しています。この要因としては、歳入である経常一般財源が臨時財政対策債や減税補てん債の発行可能額が増えたことにより約300万円増加しました。

歳出では扶助費、公債費、特別会計の繰出金は、決算額の伸びに合わせ、一般財源の充当額は増加しましたが、物件費については大幅に伸びた部分は大原町の可燃ごみの受け入れに伴ったものでありますが、その他の物件費について抑制が図られたことによって、全体としての経常経費に充当した一般財源の充当額が減少していることによるものです。

この指数がやや向上した要因が町税の伸びなど自主財源によるものでなく、制度上の起債発行額の増加等によるものであること、交付税、町税の減収見込みにより、今後さらに経常一般財源が減収となることを見込まれること、扶助費、公債費は今後も増加が見込まれ、これに充

当する一般財源は増加し財政が硬直化する要因が見込まれます。事務事業の根本的な見直し等により、歳出構造のスリム化など、行政改革を大胆に推進し、経常的な経費のより一層の節減に取り組むとともに、町税を初めとする自主財源の確保に努めていくことが重要となります。

以上、平成15年度決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきまして指摘されている事項につきましては早急に取り組み、財政運営の健全化、効率化に努め、住民サービスの向上に努めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より、監査報告をお願いします。

代表監査委員（新井和夫君） 議案第10号 平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきましては、平成16年7月26日、午前9時30分より、議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

平成15年度御宿町一般会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものとして認めます。

なお、詳細につきましては平成15年度御宿町決算審査意見書により報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

歳入関係でまずお伺いをいたしますが、収納状況については先ほど別の議案で見解をお聞きいたしましたのでそれは省きますが、9ページでありますけれども、ゴルフ場利用税交付金ということで大幅な減額がありますが、これは補正のときも伺ったかもわかりませんが、改めて、大きな額ですのでご説明をいただければというふうに思います。

それから28ページ、雑入の中ですが、この中で空き缶売払代金、有価物売払代金等あるわけですが、その辺の事業内容と推移、それについてまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） それでは歳入のゴルフ場利用税交付金についてご説明いたします。

ゴルフ場利用税につきましては町内2カ所ございまして、1カ所については大原町と按分で利用税が入ってくるようになっております。御宿町にもう1カ所あるゴルフ場が、昨年12月

に等級が5級から10級に変更になっております。これは芝の管理とかそういう状況で、県が等級を決めるという条項になっておりまして、利用税が900円から500円に減額になっております。ちなみに、町にあるゴルフ場の利用者は14年度の合計が5万4,761人、15年度が5万3,088人、1,673人、3.1%の減ということで、あわせて減額になっております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） 私の方は、先ほどの諸収入の空き缶売払代金と有価物売払代金ということで、これにつきましてはまず空き缶、そのとおりスチール缶、アルミ缶、それから一般的に粗大収集等をやっている、あるいは持ち込みをされている鉄類は、一般的には空き缶ということで処理しておりますが、搬入物に手を加えるという方法で今現在しておりますが、例えば、自転車はそのまま処分しようとするとなんか6万から7万お金を出さないと処理ができないというようなことで、これは職員が、現場でちょっとしたタイヤを外したり、サドルを外したりということで、むしろ逆にそれを有価物として売っているということで、これがキロ5円で今現在逆に売っているというようなことで、この15年度決算では約79万9,000円というようなことで歳入になっております。

それから、有価物につきましては、これは新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、それからペットボトルというようなことで、これが特にちょっと変わっているのが、ペットボトル、これも一般的にはそれを処分しようとするとなんかお金がかかるということで、御宿町の場合には破砕機がございまして、それで破砕することによって、むしろキロ7円で売れるというようなことで、それら年間処理している歳入が49万2,285円という歳入になっており、トータルで129万1,285円ということですので、14年度決算からいきますと大体4倍くらいの歳入になっているというようなことです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

今、この部分ですが、これは措置の仕方、処理の仕方によって大幅に経費が変わるということで、こうやって決算上も我々、非常にそういう事業内容でなかなか理解しがたいわけでありましてけれども、町民の理解あってそういう事業が進められているというふうにご理解をいたしますので、そうした中、特に段ボール等、紙等、これは燃やせば1トン当たり幾らという処理経費がかかるわけでありまして。それをきちんと分別して売り払うことによって収入になるというか、上げ下げだと物すごい金額になってくると思うんですね。そういうものをやはりきちん

と、そういう結果が出ているわけですから、町民の皆さんに返していく、一層こうした事業を進めていくことが必要でありますし、そうすればどんどん伸びていくわけでありますから、4倍ということもありますから、既に過ぎていきますけれども、さらにまた伸びていかれるようぜひ努力いただきたいと思います。

それからちょっと戻って、24ページ、これは財産売払収入、町有地売り払いということで3,332万7,060円収入済額というふうになっておりますが、この具体的内容、件数、金額、どのようなものが売り払われたのか。

それから同じく雑入ですが、30ページ、最後ですが、学外実習謝金ということでのっているわけですが、ちょっと聞きなれない内容ですが、この内容についてご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町有地の処分に関してですけれども、14件で、面積にしました2,944平方メートルでその金額となっております。

また、単価等につきましてですけれども、坪で換算しますと雑種地で4万3,000円、宅地で3万4,000円です。平均です。ただし、これは借地権がついておりますもので3割引きの売り払い処分としておりますけれども、前年度は借地権なしの事例は1件しかなかったんですけれども、借地権なしで換算いたしますと雑種地で6万1,000円でございます。平均で。宅地では6万7,000円から7万3,000円くらいの坪当たりの単価となる換算になります。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 30ページの学外実習謝金につきまして、ご説明をさせていただきます。

これは保健師の実習の受け入れの負担金でございます。昨年度は千葉大の学生を5名、実習生として受け入れをしております。1名、1万560円掛ける5人分という計算になります。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

了解いたしました。

では、歳出の方は概要の方で質問させていただきたいというふうに思います。

概要の方の22ページであります。衛生費ということで国吉病院の負担金が計上されているわけですが、負担割合6%ということですが、平成15年度の利用状況など、

また近年の利用状況などわかれば教えていただきたいというふうに思います。

また先般、敬老会におきまして県会議員のごあいさつの中で、医療圏の変更というようなお話をいただきました。医療圏の変更の中でベッド数が増えるということで、これ自体は医療要求、非常に高いわけでありますから、そういうものが解消に向かう一つの枠づくりということで、これは大変前進面だというふうに評価できるわけでありますが、一方で国吉病院の方も、ご承知のとおり新たに改築ということで協議をされているわけでありますが、今後御宿町としてどのようにそれらに向けて負担が変わっていくのか、変わっていかないのか。もう一方では、住民にとっての利便性も含めまして利用方法、そのようなものがどのように変わっていくのか、いかないのか。その辺がどのように協議されているのか。

また、現状、この間も説明は国の方から直接ご説明もいただきましたが、当局としてどのように今後進捗に向けて理解をしているのか、それらについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 国吉病院の利用状況ということで、ご説明をさせていただきます。

まず、病院の状況でありますけれども、15年度の延べ入院患者数は3万127人で、1日当たり平均が82.54人となっております。また、外来の患者数で申し上げますと9万5,566人、1日平均が324人というところことであります。うち御宿町の利用者数は4,087人、3.25%を占めているところであります。また、圏外の者を除きますと3.58%であります。

それから国吉病院の改築の工事の関係でありますけれども、8月2日に正副管理者会議が開催されまして、建設計画の増床、新病院の基本設計図について協議をされたところであります。8月19日には病院組合議会の全員協議会が開催されまして、病院建設計画の説明があり、9月8日議会で中村議員さんからご報告をいただいたとおりでございます。8月25日には5町の財政担当課長会議が開催されました。配付されました資料につきましては、議員協議会で示された資料と全く同様のものでございました。病院事務局の説明では、千葉県保険医療計画の一部変更について県で協議が進められており、主な内容はこれまで市原、夷隅、長生地域で保険医療圏を形成してありましたが、これを市原と夷隅、長生に2分割をされる予定で決定されますと、夷隅、長生圏で不足病床数119床となるという説明でありました。これを受けまして、病院計画は新たに療養病床を48床加えた計画に変更し、事業費の総額は概算で72億3,280万円と約13億円の増額となっております。事業費につきましては概算ですので、今後の実施設計

により若干の増減が見込まれることなどの説明がありました。

なお、実施設計につきましては当初の予定どおり、今年度中に発注を予定しているという説明がありました。

また、負担金につきましては、正副管理者会議で幾つかの案が示されたようでありませけれども、今後国吉病院議会にて協議がされるものと思います。

平成10年度にマスタープランを作成した時点とは経済環境が大きく変化し、構成している町の財政状況は大変厳しい状況に今置かれているわけでありませ。各町とも新規事業の財政負担に耐えられない状況下でございますので、計画を進めるに当たっては事業費の十分な検討や経営改善、また負担金につきましては多少御宿町は利用率が上がっているものの、従来どおりとしていただくように担当者会議では要望しているところでございます。

建設委員会につきましては、平成15年3月に開催をされて以来、会議はまだ開催をされていないところであります。

あと利便性の向上につきましても、前々からバス路線についてなどの要望が出されているところであります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

確かに必要な事業であろうというふうに思いますけれども、今課長がおっしゃられたとおり、それは具体的にでは執行していく財政的要件があるのかと申しますと、私も大変厳しい状況があるというふうに認識をしております。そういう状況でありますので、実施に当たっては慎重を期していただきたいと。

特に、今回資料が幾つか我々の方も説明もいただきましたが、どのように経営運営されていくのかと。また、そうした財政運用をどうされていくのかという部分については、不透明だろうというふうに思うんですね。確かにベッド数でありますとか、診療科目などが増えるようであります。その部分での自然増、また自然需要増というのは当然あるというふうには思うわけでありませけれども、しかし5町で共同して設置をしている病院でありますので、その5町の少なくとも住民がどのように利用がされるのかという計画、これが大変大事だろうと思うんです。

細かく言えば、例えば巡回バスだとか、送迎バスだとか、そういうものもあろうかと思いませんけれども、具体的に住民が積極的に、本来だったら自治体の病院ですので積極的に利用するのが普通だろうと思うんですけれども、どうも利用の実態はそうではないし、先ほど利用実

績を報告いただきましたけれども、非常に少ないというのが実態だろうというふうに思うんですね。

ですから、その辺のところを、別に黒字にならなくはいけないということではないんですけれども、それにしても黒字になるんだっただらば一般病院がどんどんやるわけですから、そうした中で自治体病院としてやっていくためには、一定の赤字もそれは仕方がないと思うんですが、そうは言ってもどこまで持っていくのかと、経営努力はどうするんだということが余り見えてこないんですね。その辺のところをやはり明確にすべきだろうと思いますし、箱ものができるなくてもできる部分というのは相当あると思うんですね。そういう計画をつくりながら、実施できるものは前倒しでできるのではないかと思うんですね。

ですから、その辺の部分も含めて、そういう担保がきちんと示されない中で事業化していくというのは大変危険性が高い、現に県当局はこういう中で、はっきり言えば撤退状況なわけですね。そういう中で、我々がそういう地域医療を支えていくという非常に大事な任務があるわけですが、それをどう現実的に動かしていくかということは、もっと詳細に検討をする必要があるというふうに思いますので、町当局といたしまして、国吉病院の建てかえに当たりそういう部分をぜひご検討いただくよう事務当局、また町長に対して、そういう意見を申し上げていただきますよう要望しておきたいと思います。

続きまして、23ページのダイオキシン対策事業について伺います。

この事業については、この説明の中で年間調査回数21回ということで報告がされているわけですが、数値等の推移、どのような特徴があるのか等について明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） この数値につきましては、回数をそこへ示してありますが、これはそのうち毎月センターでごみ質分析をやる回数とかが入っています。

データの推移でまず一番皆さんが興味のある清掃センター焼却場のダイオキシン排出状況ですが、まず13、14の改造工事で、14年12月から稼働し始めたときは0.17というような数字のダイオキシンの数字です。それから、15年に入ってから今回の決算の中の数値ですが約0.12というような数字で、現在15年に入ってからはその辺の数字を示しております。

そのほかの特徴といいますか、特にこの中では最終処分場それぞれのデータですが、それにつきましては平成15年5月25日のおしらせ版383号で既に公表してあるとおりで、特に大きな今現在の変化特徴はございません。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

清掃センターについては順調に運営されていると。それはもう数字の結果がその運用状況をまさしく示しているだろうなというふうに思います。

先般、広域での調査報告をちょっと見ましたが、調査報告を見ますと、何か大変厳しい状況であしたにも壊れるのではないかみたいな評価もあるようでありましてけれども、しかし14年度に施工した内容としては、業者の方もその辺については太鼓判を押して、十分使えるというようなこともありましたし、本町は契約内容としても3年間の特記事項で、保証内容も特別につけさせたという内容もありますので、そういう面ではきちんと運用していただきたいなというふうに思うと同時に、それでは一方で、では今後直近の中でどういうものが整備が必要なのかということも一方ではあるかと思いますが、当面、予想されるその整備内容がどのようなものがあるか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

環境整備課長（井上秀樹君） 現在の状況は、16年度予算では既に承認をいただいたその中で、年間の中を定期補修を3回ほど入れるというようなことで、その中では点検及び今の保証でできる、あるいは除外されている、それらを補修しながらやっていくというようなことで、特にこれから16年度当初予算でご承認をいただいている中で、今現在この後やらなければならない部分は灰バンカーの修理を予定しているということで、特に大きな点についてはそういうところです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

では、次に移ります。概要の24ページの方であります。教育費の中の中学校費ということですが、実施設計業務委託ということですが、具体的には大変おくれたというのが実態であろうと思うんですね。その経過等について、いま一度説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 中学校校舎改築に関しまして、設計委託についてということですが、この設計委託につきましては平成14年度に基本設計、実施設計の委託業務ということで発注をいたしました。14年度ですが、14年度の経緯ということによろしいですね。

発注方法といたしましては、平成14年12月9日に、指名競争入札ということによって13社を指名

いたしております。そして入札が平成14年12月19日に行われまして、12社が入札に参加をしたということで、その際に2回の入札をしまして落札者がいなかったということで、地方自治法施行令第167条の2第1項、第6号の規定により入札者と随意契約をしたということで、委託業者が株式会社榎本建築設計事務所、委託金額は4,200万円です。これをいましては、2カ年の債務負担行為で契約をいたしております。

14年度の債務負担の費用ですが、14年度は1,400万円の支払いです。15年度につきましては、実施設計につきまして3月31日までに設計が終わりまして2,300万円分を5月に支払っているという状況であります。そして残金500万円につきましては、調理場の関係で契約の期間を変更いたしまして、平成16年度の実施ということで契約をしています。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

14年12月からの契約ということで、3月31日までというふうなお話だったかと思いますが、そうした中で結果いろいろあったんですが、それにしても15年12月ぐらいからばたばたで会議が行われていたと。もう3月31日もぎりぎり。ふたをあけてみたら、さらに変更だというのが実態だったと思うんですね。確かにその職にあってはいないわけで、なかなか細かいところは承知をしていないのかもわかりませんが、その辺のところのどこに問題があったのか、それについてちょっと担当者として見解があれば承りたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 大きな変更点といいますと、共同調理場の問題が一番大きいのではないかと思います。当初、中学校の校舎の中に共同調理場を同じ棟の中につくるということで計画が進んでいたというふうに思いますが、その際に騒音ですとかにおい臭気、そういったものが懸念されるということで、調理場は別のところへ持っていくべきではないかということで、最終的には調理場を別にするというところに変更になったということで、計画そのものが変わったという経緯があったということで考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 秋口に基本計画の図面が示されたということですが、要するに平成14年から委託契約をしてやっていたわけですから、それがなぜいいんです、いろいろな議論があるのは結構だと思うんですが、もう最後、本来であれば12年度のときには、先般3月議会に伺いました全体的な計画が、本来ならば予算的に計画としてきちっとほぼ確定の中で進行していく、予算づくりをしていくという、これは当然だろうというふうに

思うんですけれども、その辺のところなぜ遅くなったかということで、それは9月以降の話
を今されていたんですね。今、課長おっしゃったのは、14年から委託契約をやっていたわ
けですから、ではその間は何をしていたのかと。建設委員会等が開かれたと思うんですけれど
も、その辺のところについて、なぜそこまで9月以降になって 12月でしたか、示されたの
はね。その辺のところなんですね。その辺のところを再度お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石井君、これ決算ですから。

1番（石井芳清君） ですから、この決算の中身を聞いているんです。

議長（伊藤博明君） いや、わかりますけれども、余り細かなものまであれしてしまうと、
本当に……。

田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 大変申しわけないんですが、詳しいことについてはお答えでき
ないんですが、いろいろなご意見を伺った中で変更が多々あったのかと思います。その中で、
最終的なものができ上がってきたのがおくれてきたという大きな要因かとは思いますが。はっき
りしたお答えができなくて申しわけないんですが。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 26ページであります。海山交流事業の実績についてお伺いをした
いというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 海山交流の15年度の決算の状況でよろしいですか。

15年度の夏の交流につきましては、野沢温泉村の方から中学生、PTA、実行委員会、合
わせて93名が参加しております。御宿町からは同じく100名の方が参加ということで夏、冬の
交流を実施してまいりました。

その中で、交流事業として250万円の補助金をいただいた中で実施してきたわけですが、実
質の海山交流事業の中での決算額としては580万円強の支出で実施しております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

海山交流事業、今ご説明いただいたわけでありましたが、去年の事業と今年もう既に海の交流
ということで、夏季、御宿町というのを交流事業が行われて、この間広報にも載ってありまし
たけれども、事業内容が大分変わってきたというふうに理解するわけでありましたが、これを所
管するには野沢委員会の設置をされているわけでありましたが、そもそも姉妹都市という、海山

の交流があって姉妹都市が結ばれて、野沢委員会ができてというのが簡単な流れであったかと思えます。姉妹都市の中で、どのような交流が図られるのかというのは、これからもいろいろ切磋琢磨しながら広げていくべき内容だというふうに私は理解をしておりますが、そうした中において、各課がいろいろな幾つかの事業をやっているわけではありますが、簡単に言いますと、今、今年の中でなくなった部分、そういう部分をほかで補完をするのか、しないのか。そういう事業を今度、どうそれを充てるのかと。要するに交流事業。

その辺のところ、この夏前に野沢委員会が開催されたわけでありまして、ご承知のとおり、担当者が空席という中で、細かい協議がされなかったのが実態だろうというふうに思うんですが、それも踏まえ、今年の冬の事業をどう進めていくのかということも、これから当然、委員会等も開かれて協議されるというふうに思うんですが、今後、海山交流含めまして、野沢温泉村との姉妹都市の交流をどういうふうにやっていくのかということが大変大事だろうと思うんですが、その辺のコンセンサスと申しましょうか、方向性。大変残念なことに海山交流につきましては、金井さんが全身全霊尽くしてこの事業を創設されて、継承されてこられたわけですが、残念ながらお亡くなりになったという経過もございます。

今までは個性あるいは、実行力でこれが長続きしてきたと思うんですね。そういう人がいなくなった中で、今後どう進めていくのかという中で、現実的には町長が今度たしか会長になられたということですね。そうしますと、4年ごとの選挙もありますし、今後どういうふうになっていくかという具体的な事務案については、これ事務当局が相当采配を振るっていく必要があると思うんですね。その中で具体的に協議がされて進んでいくのかなというふうに思うわけではありますが、その辺のところについて、今後どのように野沢温泉村との交流を深めていくのかについて、考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 海山交流を先に答弁させていただきますが、今年度は大きく変わったところと申しますと、昨年、野沢の方から実行委員としておみえになった10名の方がおみえにならなかったと。去年93名の参加がありましたが、今年は中学生、PTA含めて81名の参加。その中で交流事業そのものにつきましては、子供たち、PTAの人たちの交流につきましては、例年どおりのスケジュールで実施させていただきました。

今年大きく変わりました点と申しますのは、いろいろな面、財政的にも非常に厳しい状況の中で交流事業を長く続けていくには、費用の面だけではないんですが、そういった面も含めて考えていかなければならないということで、野沢温泉村の事務局とも協議した中で、子供たち

の記念品の交換等については行く側から出しましょう、そういったところから少し経費を削減していきましようというふうな話がありました。そういったところで、交流そのものについては例年どおりのスケジュールで行ってきたんですが、経費の中で、多少なりとも縮減できるものであれば縮減していきましようという話になっております。

今年度は記念品交換のほかに、PTA実行委員で行ってありました釣り船をやめたこと、また懇親会等についても中止したことから、経費的にはかなりの削減をしております。

海山交流につきましては、生徒、PTAの交流は今までどおり引き続いてやっていかなければならないというふうには考えております。その中で、姉妹都市の意義は深めていきたいということは考えておりますが、いずれにしましても、野沢温泉村との協議もやはり必要だと思いますので、これからこの交流事業を進めていくに当たっては、実行委員会も含めてですが、実行委員会、野沢温泉村との協議を進めていきたいと思っております。

また、野沢委員会の方の別の交流事業につきましては、担当課の方からお話しすると思っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 姉妹都市交流につきましては、平成9年に調印したところであります。野沢温泉村との交流については、現在青年交流を実施しているところであります。野沢温泉村でもこの青年交流が実効のあるものかという意見もあり、青年交流の予算が、カップルが誕生することを願い福祉予算に計上しているという今までの交流事業でありました。この交流が実効あるものとするために、お互いに交流事業のあり方について検討する時期に来ているものとして認識しておりますので、野沢温泉村とより一層の協議をしながら姉妹都市交流を続けていきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありますか。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） すみません、1つだけ。

決算議会ですので、先ほど課長の説明の中で、物件費が占める割合が多い、これは大原町のごみを受けているこの影響もあるんだという説明がありました。これは受けているんだから当然のことだと思います。

一方、ごみ処理の負担金もあちらからいただいているわけですがけれども、いかがなものでしょうか。営業収支というふうな見方でした場合に、御宿町にとって1年間を通して黒字と見たらよろしいのでしょうか。それとも赤字と見たらよろしいのでしょうか。数字は要りません、

一言で。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） これについては、いわゆる総体経費のその中の按分を決めて処理していますから、それに見合う歳入があるということで、決してそれは赤字という話ではなくてそれなりに見合う経費を負担していることになると思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、発議第1号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書についてを議題といたします。

提案者、中村俊六郎君、登壇の上、説明を願います。

（11番 中村俊六郎君 登壇）

11番（中村俊六郎君） それでは発議第1号についてご提案申し上げます。

発議第1号。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 中村俊六郎。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉軼、同じく石井芳清、同じく式田孝夫、同じく川城達也。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

我が国の森林は、古来、国民生活と深くかかわってきた。木材の生産はもとより、災害の防止、良質な水の安定的な供給などを通じて、安全で豊かな生活が築かれ、多くの日本人にとっての原風景や信仰の対象となることで精神活動も支えられてきた。

また、私たちが生活していくことのできる環境を守る上で、重要な役割を果たしている。

特に、近年、地球的規模で叫ばれている温暖化問題を解決する上で、その主要な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されている。

京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしていることから、削減約束の達成には適切な森林整備が不可欠なものとなっている。

しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、国産材需要の減少を要因とする木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化している。この結果、我が国の森林は、間伐などの必要な手入れや伐採跡地での植林が行われず、このままでは吸収量が確保できなくなるばかりか、森林のもつ多面的機能が大幅に減退する恐れがある。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、併せて国産材の利用を推進することにより、森林吸収源対策を着実に進めていくことが極めて重要である。この対策の推進は、林業の活性化を通じて、山村地域の振興にもつながるものである。

よって、国においては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林のもつ多面的機能を高めることとあわせ、温暖化対策税の創設とその税を、森林整備を推進するための新たな財源として位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進と山村の活性化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月17日。

御宿町議会。

内閣総理大臣 小泉純一郎様。総務大臣 麻生太郎様。財務大臣 谷垣禎一様。農林水産大臣 亀井善之様。環境大臣 小池百合子様。衆議院議長 河野洋平様。参議院議長 扇 千景様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

発議第1号を直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第14、請願第2号 日本郵政公社の経営形態の堅持に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、新井 明君、石井芳清君。代表して新井 明君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(14番 新井 明君 登壇)

14番(新井 明君) 議長の許可を得ましたので、請願第2号についてご説明を申し上げます。

日本郵政公社の経営形態の堅持に関する請願について。

請願者 千葉県東南地区大樹会 田中正一。

御宿町新町622。

紹介議員 新井 明、紹介議員 石井芳清。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

請願事項。

政府の日本郵政公社民営化案の国会提出にあたり、郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書を、地方自治法第99条に基づき、政府及び関係官庁宛に提出していただきたくお願い申し上げます。

請願の提出理由。

郵政事業の経営形態については、長期・長時間にわたる国会での論議を経て、国民の意思と

して法制化され、その「中央省庁等改革基本法」は、郵政事業を一体的に遂行させるため「国営の新たな公社」を設立することにより、今後「民営化の見直しは行わないものとする」と規定しています。

国民の総意が反映されたこの法律に矛盾した形で、小泉首相の主張に引っ張られ、平成19年から日本郵政公社を民営化するため、今年秋頃までに民営化案をまとめ、平成17年に改革法案を国会に提出する方針と期限を示しています。

郵便局は国民生活の中に深く浸透し、今はなくてはならない存在であります。民営化されれば、不採算地域の郵便局は廃止や整理統合をされ、全国一律のサービスの提供が困難となり、特に高齢者をはじめ国民の皆様が多大な不便を強いられることとなります。

国民生活に必要な不可欠な郵政三事業のサービスを不採算にとられず、全国津々浦々にあまねく配置されたネットワークを通じて日本全土に公平かつ安定的に提供できるのは、郵政事業が国営の公社で運営されているからにほかならず、利益追求を最優先する民間企業では到底不可能であります。

時事通信社の調査においても「郵政公社のままサービスを提供すべき」、「郵政公社の実績を見たうえで幅広い角度から検討」が70%以上を占めており、「早急に民営化すべき」の意見は、12.6%に過ぎません。拙速な民営化は必ずしも、国民利用者の望む姿となっていません。

つきましては、これからもセーフティネットとして国民生活に根を下ろしている郵政事業が、あまねく公平にサービスの提供がされなくなるという懸念のなか、国民に十分な説明も議論もないなかで、民営化に向けた改革法制化を行わないよう、地方自治法第99条の規定に基づき下記のとおり請願を提出します。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 賛成多数です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、新井 明君、賛成者、石井芳清君、中村俊六郎君、瀧口義雄君から、発議第2号 日本郵政公社の経営形態の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

新井 明、登壇の上、説明願います。

（14番 新井 明君 登壇）

14番（新井 明君） 発議第2号。

平成16年9月17日。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 新井 明、賛成者 御宿町議会議員 石井芳清、御宿町議会議員
中村俊六郎、御宿町議会議員 瀧口義雄。

日本郵政公社の経営形態堅持に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

日本郵政公社の経営形態堅持に関する意見書。

現在郵政事業の経営形態について、いろいろと論議がなされているが、郵政局はその事業の公的サービスを通じて、地域社会に密着したサービスを提供しており、この存在自体が国民共有の財産であって地域になくてはならないものである。

ところが、この郵政事業が利益追求を最優先する民間に移行されると、事業の収益を追求するあまり、地方郡部の不採算地域では廃止や整理統合により、これまでの全国一律のサービスが受けられなくなる恐れがあり、地方の切り捨てにつながる事が考えられる。

今や国民生活の中に深く浸透し、真に国民生活地域拠点としての郵便局の役割を評価し、例えば地方自治体との連携を図って、特に高齢化社会に対応する地域の拠点として、地域情報や社会福祉の向上のために、より有効に活用することが必要であり、期待をされているところである。

郵便局に関する世論調査によれば、国民の大半、70%以上の国民が「公社のまま」「公社の実績を見て検討」との意見である。

よって、政府におかれては、これらの郵政事業の果たす公共的・社会的役割の重要性に鑑み、より一層の効率化と時代にあったサービスの向上に努力され、現行経営形態を堅持したうえで郵便局ネットワークの有効活用方策について検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月17日。

御宿町議会。

内閣総理大臣 小泉純一郎殿。総務大臣 麻生太郎殿。財務大臣 谷垣禎一殿。内閣府特命担当大臣（金融・経済財政政策） 竹中平蔵殿。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

発議第2号を直ちに採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより4時40分まで休憩いたします。

（午後 4時20分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時41分）

時間延長の件

議長（伊藤博明君） 間もなく5時になりますので、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第15、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

瀧口義雄君

議長（伊藤博明君） 通告順により、8番、瀧口義雄君、登壇の上ご質問願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。

議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

事前に議長に了解をとりたいと思いますけれども、公職選挙法については時期を見て質問したいと思いますので、よろしく願います。

先ほど、15年度決算すべて認定されたという中で、監査の大変厳しい指摘もありました。また、大変厳しい経済状況、財政状況というのはもう長く続いており、国・県を問わず大変深刻な状況だということはご案内のとおりだと思います。

そのような中で、いつもこの質問は貝塚議員が専売特許のようにしておりますけれども、来年度の予算編成はどのような主題のもとに行われるのかと。三位一体ということは合併と同時に叫ばれてきておりますけれども、一般会計の繰り入れという形で、弾力的な運用が来年度あたりからなされるのではないかと思いますけれども、そういう中で御宿町はどのようなことを主題として来年度編成をするのか。行革とかいろいろ申されておりますけれども、多少夢と希望のある予算編成があればなと思っております。企画財政課長、その辺どうでしょうか。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 来年度の予算編成に当たっては、秋にその全体像を示します三位一体改革について、ご承知のとおり、現在は知事会等からの廃止補助金の提案について、各省庁との調整中であること、また地方交付税についても、16年度から3.7%程度の縮減を要求する総務省と、財源保障機能の廃止に向け大幅な縮減を図ろうとする財務省との間で調整がついていない状況にあり、その縮減規模を想定することは現段階では難しい状況です。

いずれにしても、町税が地方の景気回復のおくれや、下げどまりの見えない地価の下落により減収が見込まれるなど、国の交付金の縮減とあわせ、一般財源の縮減は避けられないことになると思われます。

こうした厳しい財政状況であります。当然、本年度より継続費を設定しております。中学校の校舎改築事業を主要事業に位置づけての予算編成作業となります。具体的には、本年度と同様、一般財源枠配分方式による編成となり、各課において来年度の事業展開を検討することとなります。その際には事業評価による見直し、統廃合、廃止事業にかわる時代に合った事業の展開、国の制度改革や事業に要する経費の増加、減少を踏まえた受益者負担の適正化、補助金の適正化や、経常経費のさらなる圧縮など、行政改革の一層の推進と多方面からの検討を重ねていくこととなります。

また、投資的経費については、事業継続の必要性、また17年度に実施すべき緊急性などの観点から絞り込みを行い、財政の重点配分を行うことにし編成をしていくこととなります。

こうしたさまざまな検討に要する時間を確保するため、国・県の動向を注視しながら、例年より早い時期から編成作業に取り組みたいと考えております。

8番（瀧口義雄君） 毎年、同じような話で、大変先行きの暗い話ばかりなんですけれども、議会としても、8月27日の総務の協議会において、議長提案で議会の方でまちづくりといいですか、行改といいですか、何ができるかという提案がなされまして、9月8日の議員協議会の中で、ともに勉強していこうという中で緊急テーマを持ちまして、議会と町行政が一体となって、どういう形で行政に議会の声が反映できるのか、また町民の皆さんの声を反映できるのかという中で緊急テーマを持つということ、ある程度今後話し合い、勉強会を進めていくという形ができていくと思うんですけれども、そういう中において、来年度編成の中に民間への委託事業の検討とか、行革で絞るだけではないと。夢と希望を持つような新たな活性化策もそこに取り入れていただくような形の提案を今後していこうかというのが議会の今後の抱負ではないかなと思っています。そういうことを十分に踏まえて、来年度厳しい中ですが予算編成が行われることを希望いたします。

そういう中において、町は第2期改訂版として、平成14年度から16年度3カ年行政改革大綱を策定して取り組まれておりますが、15年には事務事業評価システムの導入、組織の再編成、手数料、料金等の見直しなどを行って、その改革の成果が上がっているのは十分承知しております。そういう中でこの最終年度、集計途中でございましょうけれども、どういう結果が出たのかと。また、17年度から新たに始まる行政改革大綱、これについての指針があればと

思っています。先ほどの10日のおしらせ版に委員の公募がございました。民間からの考えも広く聞くという考えも確かに必要ではないかなと思っています。そういう中で、今までの経過と今後の方針を聞ければと思っています。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 行政改革大綱というようなことですが、町では平成7年度に行政改革推進本部を設置しまして、平成8年度に行政大綱を作成しました。そして3年ごとに見直しを行い、社会情勢の変化に対応した行政運営を進めてきたわけですが、現在の第2次改訂版は14年度から16年度までの3カ年の大綱であります。これに基づきまして行政改革を進めているところでございます。

平成15年度までの進捗状況でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、事務事業の評価システム、また旅費、食糧費等の見直し、そして職員の削減などを図った結果です。あくまでも自己評価でございますが、68%程度の推進ができました。今年度は計画の最終年度になるということから、見直しの進んでいない事務事業につきましてはさらなる推進を図っていききたいと、このように考えております。

また、新たな行政大綱につきましては、16年度までの結果を踏まえまして、17年度から18年度までの3カ年を目標年次といたしまして、第3次の改定版の策定の作業を行うこととなります。

既に、第1回の推進本部の本部会を開催いたしました。幹事会も立ち上げました。そして改革の対象となる事務事業の洗い出し作業を行っているところでございます。また、現在行政改革推進住民懇談会の委員、先ほど議員からお話ございましたように、公募を行っているという状況でございます。そして随時、住民とまた議会の意見を伺いながら、17年度3月ぐらいまでには完成をさせていききたいと、このように考えております。

今、財政課長からもお話もございました。また議員の方もお話ございましたように、国の三位一体改革などによりまして、地方分権は急速に進んでいるのが現状です。こうした中、交付税や補助金等の財源が税源移譲になるということから、自治体の経営能力が問われてくるというような時代となっていると思います。このような状況下ですので、従来の行革とは異なった視点から見直しも織り込むというような大綱を策定していく必要があるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、開かれた行政、効率のよい財政運営を推進しながら、住民サービスの向上に直結する、簡素で効率的な行政システムの確立を最終目標に住民の意見を反映しな

がら、社会情勢の対応に即した大綱を策定していきたいと、このように考えております。

8番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

さらなる行革というと、なかなか手のつけようがない状況まで御宿は来ているのではないかなど、ほぼ改革の道筋はついて、あとは機構改革もほぼ終わっていますし、民間委託するものがあるかないかというような判断に行き着くのではないかなど思っております。

そういう中で、改革と申せば合併も一つのその運営の中の一端ではないかなど思っています。1市5町るとき、議長、浅野議員とともに法定協議会に出席させていただいて、違った観点から町というものを見る立場をつくっていただきまして、新たにこの町がどうやってこの厳しい中生きていくのかという、一つの違った立場で勉強させていただきました。そういう観点から、合併が行財政運営の一つの方向だということは十分に皆さん理解していると思います。そういう中で紆余曲折ありましたけれども、最終的に当面の間、単独でいかなければいけないような状況ではないかなど。17年4月1日から、時限立法といいながら5カ年の新法ができるという中において、今後町はどう対応をとっていくのかというのが一つの焦点ではないかなど。合併云々という前に、この町がどうやって今言われたように行革して当面の間生きていくのかというのが、先決問題ではないかなど思っています。

そういう中で、やはりかかったものに対しては、どのくらいかかって何が問題だったかという、立ちどまることも一つは必要ではないかなど。法定協議会に出席させてもらった人間として、何が原因で破綻したのかと、また何で5町が破綻したのか。法定協議会はできなかったんですけれども、そういうものを踏まえて今後に向かっていかなければならないのかなど。

小川議員が質問を取り消してありますけれども、轍を踏まないでと書いてありますけれども、そういう意味を込めて今までのことを振り返り、今後どうやっていくのかということをしなければならぬのではないかなど思っております。

新法は多少変わっているだけで、特例法がなくなったのと、あと15年が10年に特例債の交付税のあれが変わったくらいで、さほど影響はないかなど。ただ、そういう中で、4万とか3万とかではもうやっていけないと。たまたまきのうNHKの7時半からのテレビで、合併の問題点を指摘していましたけれども、静岡と清水のような大きな合併なら即それは効果あると思うんです。また中心部があるような、関宿とああいう形の合併ならそれは即可能だと思うんですけれども、ドングリの背比べのような状態で、勝浦市の財源と大多喜の優良な財源が抜けた現状ではどうしようもないのではないかなどというのが私の認識であります。

そういう中で、今後どういう形でこの町が生きていくのかということになっていくのではな

いかなという中で、質問したように、現状に至るまでのことを反省して次に向かっていかなければならないのかなと思っています。そういうわけで、今までの原因をお願いできればと思っています。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 今までの経緯、今後の対応というようなお話だと思います。

まず今まで、各年度ごとに合併にかかった諸経費でございます。これにつきましては、平成14年度から16年度の3カ年の間に任意協議会、また法定協議会をあわせ3つの協議会を設置し、協議をしてきたわけでございます。合併協議会に要した各年度の経費は、平成14年度に町が合併に要した経費といたしましては、住民投票を含めまして650万円を支出しております。また、平成15年度につきましては、協議会への負担金及び事務費等で686万5,000円を支出しております。また、この年度には国・県の補助金ございました。そして合併準備補助金として、国から500万円の交付を受けております。そして特別交付税といたしましては534万5,000円の算入をされております。16年度につきましては、5町の任意協議会への負担金として99万5,000円の支出をいたしました。町が合併協議会に要した各年度の合計は、3カ年で1,436万円となります。そのうち国からの補助金及び特別交付税の算入額が1,034万5,000円ありましたので、これを差し引きますと、一般財源ベースでは401万5,000円ということになっております。

次に、今後の合併協議についての白紙になったことにつきまして、現状どのような認識をしているかと、また行政として今後どのような対応をしていくかというような質問かと思いますが、町では生活圏の広域化、また少子化、高齢化、あるいは地方分権の推進に伴い、自治体の役割が重要になってきております。また、自治能力の向上や財政基盤の強化が求められるという大きな転換期を迎えているところでございます。このようなことから、市町村の合併について、平成14年度から協議、検討を行ってきたわけでございます。この間、夷隅郡市1市5町による合併協議会の廃止や、夷隅郡5町による任意協議会の廃止など、2度にわたり合併の協議がまとまらず現在に至っているという状況でございます。

7月12日の夷隅郡の町長、また議長会議の内容を踏まえますと、当面はこの合併協議の反省を踏まえて、それぞれの町が原点に立ち返り、地域を見直し単独でのまちづくりを推進しなければならぬのではないかなというような考えもあります。しかしながら、国・地方を取り巻く財政状況は、今後近い将来とは言わず、近い時期に大変厳しい状況を迎えることが予想されるわけでございます。

今後の対応といたしまして、合併特例法の新法では、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の時限立法で、県の基本構想に基づき、来年の今ごろは合併していない市町村に対して指導勧告も考えられるのではないかと思います。また、合併協議会の勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することになります。議会が否決をした場合等においては、住民が6分の1以上の有権者の署名により、または市町村長が住民投票を請求することができるというようなこととなります。現行法でも、財政支援の補助という部分は縮減されているということで、特例債等はございませんが、新法では勧告、指導とさらに踏み込んだ改正内容となっております。

また、市の要件といたしましては10万都市が理想とされておりますし、また自治法では5万人以上となるということから、県の構想等についても、枠組みは夷隅郡市とすることも予想をされるわけでございます。そうした新たな指導の中で、原点に戻り、1市5町での大きな枠組みでの再協議をするということも考えられるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、国・地方の財政状況や三位一体の行政改革から考えても、合併は避けて通れない問題だと考えますが、行政改革を中心といたしまして効率的な行政財政運営を行うことが重要であろうかと思います。

8番（瀧口義雄君） 新法についての解説までございましたけれども、町長、これでコメントありますか。要するに、新法は17年4月1日から施行されますけれども、その辺で何か今後についてコメントがありましたら。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 先ほど議員が言われましたように、私としては、1市5町が解散し、また5町も解散というようなことになりまして、では続いてすぐ3つ目がというわけにもいきませんので、議員、また町民とよく相談をしながら今後は進めていきたいと。

今、夷隅町、大原町、岬町、3町が云々という話もあるやに聞いておりますけれども、それはそれといたしまして、ある程度時間をかけて、私は合併については考えていかなければいけないのではないかなと。3町の方が早急にまとまる可能性があればまたこれは話は別としまして、大多喜も今署名運動をやっておりまして、住民投票条例の制定が云々されておるといふうに聞いております。時間的な余裕があるかどうかはわかりませんが、やはりそういう周囲の町村との話をしながら、また進行の状況を見ながら、議会等でよく相談をしながら進めていきたいと、このように考えております。

8番（瀧口義雄君） わかりました。

流動的でございますけれども、慎重かつ大胆な判断をして、町のその行く末をともに考えていきたいと思っています。

また、御宿町中学校校舎建設工事に対する質問は、石井議員と重なりますので省かせていただきます。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労様でした。

石 井 芳 清 君

議長（伊藤博明君） それでは続きまして、1番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは質問通告に従いまして、質問を始めさせていただきたいと思います。

大きく分けて2点と申しましょうか。中学校建設、今後どのように進むのかという観点について、町執行部の考えをただしたいと思っております。

まず、町長の政治姿勢についてお伺いをしたいと思います。

中学校建設についてはどう考えておられるのか、きょう議会開会に当たってのあいさつの中で述べられてはおられましたけれども、改めて町長としての中学校建設の位置づけについてお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 中学校建設につきましては、私が就任してからの政治公約の重要な課題であり、また位置づけであると、早期着工したいという努力でやってまいりました。昨今の経済不況の中で財政状況は大変厳しいところでありますが、中学校校舎建設の必要につきましては、今までも再三説明をしてまいりました。安心して良好な環境の中で学習に専念してもらいたい、この気持ちは町民だれしもが望んでいるところであると確信しております。ぜひとも一日も早い建設をしたい。御宿町の当面する最大の事業であると確信しております。

8月27日の臨時議会におきまして、中学校校舎改築工事の契約締結についての議案が否決されましたことは非常に残念な結果であり、その結果を真摯に受けとめ、今後の早期着工に向けて再度入札についての指示をしたところであり、現在その作業も進められているところであります。

既に、国の補助金の内示もいただいておりますので、予定どおり当初計画のと通りの工事を

推進してまいりたいと考えます。現在の中学2年生が1学期だけでも新しい校舎で学ぶことができるように、どうしても早期に竣工したいということでございますので、議会の皆様のご理解とご協力をぜひお願いしたいと考えております。

1番（石井芳清君） 一日も早くということで、実施計画の方でも述べられておりますが、再びご決意を聞いたわけでありますが、そうした中で、町長の専決事項だというふうに理解しておりますが、今年度の職員の人事配置、これらについて町長としてどのような考えを持って、もう既にこれは大分執行してきているわけでありますが、人事配置をされたのか。それについてお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 中学校の建設については、建設業としてもいろいろな事情がありますもので、そういうことを踏まえまして私としてはそういう人事をしたということでございます。

1番（石井芳清君） ちょっと説明がよくわかりませんでした、わかりました。

では、具体的に事務についてお伺いをしたいというふうに思いますが、中学校建設の建築契約、議会で否決になったもので、今後中学校建設がどのように進むのか。既に入札事務について指示をされたということで進行しているというようなお話をいただいたわけでありますが、具体的な再契約に向けての事務内容、それからそうした判断に至った経緯か根拠、経緯ですね。それから具体的なスケジュールがどうなっているのか、それらについてまず事務当局より説明を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 本体建築工事の契約につきましては、先ほど町長からお話がありましたように、再度入札するようということで指示を受けまして、現在作業を進めているところです。

現在までの契約事務の状況を申し上げますと、9月6日、7日の両日で、入札参加資格委員会並びに入札審査会を開催いたしまして、建設事務に係る公募型指名競争入札の実施要綱第5条第2項の規定によりまず指名競争入札とすることについて、審査会の了承を得ました。その理由といたしましては、今後のスケジュール等を検討しました結果、公募型指名競争入札をするまでには、入札までの日数を2カ月ほど要します。それによりまず工期不足を招くこと、また建築工事以外の既に契約をしています業者への先方に及ぼす影響、また国の補助事業であります本年度の補助予算執行などを考慮しますと、指名競争入札といたしましても20日以上の日数が必要でありまして、一日も早い発注が望ましいとの判断から、指名競争入札の方法をと

ることとしたものであります。

指名するに当たりましては、前回の公募型指名競争入札の応募要件内容を満たしている業者、御宿町に入札参加資格審査申請書が提出されておりまして、前回問題になりました公正取引委員会の排除勧告を受けていない業者を選定するという事で7業者を対象とし、慎重に審査をしました結果、その7業者を指名することといたしました。

先ほども申し上げましたように、工事着工を一日も早くしたいと、一日も早い工事着工を迫られている状況の中で、建設事業指名業者選定基準第5のただし書きを適用いたしまして、この7業者に対しまして9月8日に指名の通知をしたところであります。

今後の予定としましては、9月29日に入札を執行するという事にしてございます。

以上です。

1番（石井芳清君） 時間的な経過の中で、公募型から指名という判断をとったというようなご説明だったかと思えます。

また、指名入札ということでは9月29日ということで、そうしますと具体的にはちょうど1カ月おくれたというわけでありますが、その中で具体的に、先ほど国・県との関係も含めて年度内の事業執行率を同様にしたいということかと思えますが、具体的なスケジュールがどう変わるのか、変わらないのか、その辺のところをお聞きをしたいと思えます。

それから公募型の入札条件と条件は全く同じだと、要件は同じだというようなお話をされましたが、では具体的に7業者はどのような業者を指名されたか。

また、その指名7業者に対してそのとおり7業者が来たのかどうかですね。その辺のところについてお聞かせ願いたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 今後の予定としましては、9月29日に入札を執行しまして、入札終了後、臨時会におきまして契約の議決をいただくということになります。議決をいただきましたら、10月中旬までには着工したい、このように考えております。

10月中旬に着工した場合の工期についてなんですが、既に当初お示ししましたスケジュール表から見ますと、発注の時期が2カ月ほどおくれております。校舎本体の建設につきましては平成17年12月、来年の12月までには完成は見込まれるということでありまして、それによりまして、18年1月からは旧校舎の解体工事に着手することができるだろうということで確認をしております。スケジュール表によりまして、本体工事の工期は余裕を持ってはいたんですが、もう既に予定から2カ月を過ぎておりますので、今この時期が限度であり、早急な対応を

迫られている状況であるということを実感しているところです。

それによりまして国庫補助金の概算払い請求、これにつきましても本年度もう既に内示をいただいておりますので、本年度中に4割の建設進捗によりまして予算執行することが必要でありますので、一日も早い工事着工をしまして既定の予算の消化に努めていきたいというふうに考えております。工事の4割進捗によりまして予算執行をすることで、一般財源への影響は問題ないものと考えておりますが、何らかの影響で工事がおくれた場合には国庫補助金、今年度分が翌年度交付になるということなども発生します。また、起債の借入額などにも影響が出るということがありますので、財政上の変更等を考えますと、そのような事態が起こらないように万全を尽くしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7業者につきましては、具体的な業者名ということですか。具体的な業者名につきましては、千葉県内に営業所、本店のあるところということでまず一点、総合評点数については1,250点以上、それとISO14001の認証をとっているところという、そういった条件を満たしているところということで、アイサワ工業株式会社、株式会社浅沼組、小田急建設株式会社、共立建設株式会社、太平工業株式会社、株式会社間組、株式会社ピーエス三菱という、この7業者を指名いたしました。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

4割ということですが、これは具体的には契約、当然そうしたスケジュールも含めて指名に応じたということですよ。ですから具体的な契約の中で、そうしたものがきちんとされるのかなと思いますが、そうした中におきまして、それではここまでおくれた中で今回は分割発注という手法もとっていただいたわけですが、その調整ですね。今まではそれでもおくれた中でもあったんですけども、さらにおくれた中で、そういう調整というのが非常に時間的にも実務上大変難しくなってくると思うんですね。お互いが時間のない中でやった中で、非常に難しい状況も生まれてくるんだろうと思うんですが、今後そういうものは特段の配慮が必要だろうというふうに思うんですね。

その分を現実的にどうしていくのか。その問題とあわせて、本体工事については今のよう形で動いていくと。もう1点、調理場がありましたよね。これが今年度の方に継続ということで延ばされた中で、この事務はでは一体どうなっているんだと。これも今年じゅうだというふうに思いますし、本体校舎から外に出たという中ではいろいろな目的が考えられるわけです。そうしたものの、せっかくですから、時間がないんだとは思いますが、やはりいろいろなも

のについて研究、調査されて、あとになってこうしたこともやっておけばよかったなということはないようにしていただきたいと思うんです。それだけの事業ですし、類似の施設も今後ないというように思いますから、そういう研究、調査だけはすべきだというふうに思うんですが、具体的にスケジュールはどういうふうにされていくのかですね。

それからちょっと前段の質問に戻りますけれども、設計監理について、先般の議会の中では契約方法について伺ったわけではありますが、それらについてその後どうなったのか。それからどうされたのか、それについてもあわせてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 分割発注したことによる参入事業者との協議、調整につきましては、これから工事に入ります前、または入ってから、当然慎重にしていかなければならないというふうには考えておりますが、この建築工事の業者が決まり次第、業者、また施工監理者、役場の担当者、そういったものの中で早急に調整を図っていきたいというふうには考えております。

先ほど申し上げましたように、補助金等の関係もありますので、それらも踏まえて工事の早期着工には努めていきたいというふうに考えております。

それと監理の随契についてですが、既に見積書を取りまして、これから契約に入ることであります。随意契約で設計を担当いたしました榎本設計と契約をすることで現在事務を進めているところです。

それと共同調理場の件ですが、共同調理場につきましては、6月の定例会におきまして、地質調査の追加補正を承認いただきました。地質調査業務につきましては、8月19日から調査を行いまして、8月31日に業務の完了をいたしております。その結果、地質調査しました結果、深さ約12メートルあたりから泥岩になっていることでありますので、そういった報告をもとにどういった建物が必要であるのか、そういったものを検討をしていかなければならないんですが、現在調理場を検討するに当たりまして、事前に給食業務に従事しております栄養士、調理員等について、現状とこれからのことについての話し合いを持ってあります。そういった中で、そういった意見も取り入れた中で、機能的で食数とか、そういったものをも含めた中で具体的な話し合いをして建設委員会に臨みたいというふうに考えております。その中で、委員の皆さんのご意見、また委員会関係者の方のご意見等をいただいていたらというふうに考えております。

1番（石井芳清君） 調理場の関係でありますけれども、この間の経過を踏まえて、やはり

景観についてもたしか先般いただいた資料では、植栽等の中で学校施設と分離するような図面になっておりましたですね。そうした中では、非常に効率的な施設というものが求められると思います。いわゆる安価な施設工事、こういうものも必要だろうというふうに思います。

それから契約どおりにつきましても、本体工事でそういう分離発注も行ったわけですから、当然そうした中では、共同調理場の契約関係におきましても工事そのものが小さい額でありますから、もう少し地場産業の育成という観点の中で、ほかの議員からもそういう申し出もあります、ぜひ地元、もしくはできなければ近隣でも結構だと思っただけでも、そうした契約事務ができるような対応が必要だろうというふうに思うんですが、それについて、それは今後だろうと思いますが、ぜひそういう形での進捗を希望するものであります。また、そうした考えがあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから設計監理についてであります、まだ契約がされていないというふうなお話でありますので、どこと契約するは、そちらの専権事項だというふうには理解をしておりますが、この間の経過の中から、契約内容については先ほど心配している内容、それからこの間のいろいろな公共施設の結果、実情を見まして、ぜひ文書でそういう特約条項も含めまして、きちんとした責任の所在を、当然契約にはそういうものを伴うはずなんだろうと思いますけれども、結果としてそういう事態、そういう状態でないというのがこの間のいろいろな本町のこの御宿のこの役場の庁舎も含めてそうでありますけれども、そういう事例が多々あったのが実態だろうと思いますので、この辺は特別に契約条件として入れていただきたいというふうに思いますが、その辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） これから完成までにはいろいろな契約事務が発生すると思います。それらにつきましても、町の規定といたしますか、そういったものに基づいた中での事務の執行をしていくということで、また今お話のありましたような特約条項を入れるかどうかにつきましても、内部調整をしてその方向で進めていきたいということは考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

では今後について伺いますが、それでは今後について全体としてどういうふうに進むのかと。とりあえず、今年の中では予算どおりの執行をしたいというふうなお話であったわけですが、最終的にもう一度、全体的にどこまでかかるのかと。スケジュールですね。

それはなぜ聞くかと申しますと、やはり町の実施計画で、これ16、18ですね。中学校についてはこれでまだ中途だろうと思うんですね。この先、また新たな計画もつくっていくという

ふうに思うわけではありますが、そうした中で、一番財源の比重も大変大きいわけですから、これをどう進めるかというのは大変大事だろうと思うんですね。

その中で、私、先ほどの例えば水道会計の中での財政の運用、これもいろいろ考えられるんじゃないかというお話をしましたですね。それについてもそういう形で進めたいというようなお話もあったわけでありまして。

ですから、今考えている以外の財源の手当てが、これは町長にお聞きした方が早いのかもわかりませんが、そういう手当てができるならば、一日も早くという、これは多分誰しもが願っているわけでありまして、そういう意味においてこの計画を早める手段というのはないんでしょうか。これが結局始まった時点というのは、先ほど前段者でもございましたけれども、合併協議というものがあまして、それは相手のある話の中でありまして、やはり17年度以降については、なかなか両窓が欠けるというわけではありませんが、不透明さがあったというふうに思うんですね。その中で早めるということもなかなか難しい、要するに財政の平準化、合併協議の中で理解を得られるような計画というような考え方もあったんだろうというふうに思いますね。

例えば、水道の財源の利用が可能なのかどうか、そしてまた他町におきましては、住民公募債というような手法、いろいろな資金を手当てをしているというような自治体もございます。本町は、例えば御宿では今進めているかどうか、それからマンションなどにお住まいの方とも含めまして、今後そうした資金にどう活用されるかということで苦慮されている方も実際はおられるわけですね。ご承知のとおり御宿小学校も台風でのことも含めまして、そういう気概があるのがこの御宿町民だろうと、そういう昔からの人もそうだし、新しく住まわれている方もそういう気持ちがあるという部分ですね。

ですからそういうような財政上の手当て、要するに新たな財源の手当てができる条件がもしあるのなら、私はそういうものを積極的に活用して、それこそ今町長がおっしゃられた一日も早く総合的な学校、中学校を完成させるべきだというふうに思うんですけども、それについて検討することができる余地があるのかどうかですね。ちょっとトップのご判断をお聞かせ願えればと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 私とすれば一日も早い完成を願っております。また、町民も皆さんもそうだと思いますが、予算の関係、または工事のスケジュール等もありますので、その辺を十分にらんで、また議会ともよく相談をしながら私はやって、一日も早い完成を目指していきたい

いというように考えております。

1番（石井芳清君） そういうことも検討していただくということで理解させていただきました。

それでは次に移りますが、最後、先ほど契約の問題で幾つかただしましたが、今後その計画が長くなる、短くなるという問題はあるかと思えますけれども、第1期、第2期、第3期と何期かはわかりませんが、中学校に関してもたくさんの契約事務が発生するというふうに思うんですね。今回の教訓から、どのようにそうした契約事務を執行していくのかということは、やはり今まで以上に毅然とした態度で、ハードルも高くなっていく、それが結果的には町民から預かった税金を大事に使っていくことだろうと思えますし、結果としてできた施設も、私は設計どおりのものができる、長く安心して使える施設ができるというふうには思うわけですが、それらを含めまして、今後契約事務どのように進めていかれるのか、そのお考えについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 先ほどもお話ししましたが、現在の御宿町の建設工事と契約関係の規定に基づいた中での事務の遂行をしておりますが、先日の臨時議会の中でも、企画財政課長の方から、見直し等を含めた中で検討していくということになっておりますので、それに合わせてその規定に基づいた中で実施はしていきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 契約の事務については、現在国土交通省並びに公正取引委員会等の資料を収集して、17年度4月からは施行ができるような事務改善をしたいと考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

これについてもしかるべき是正を図っていただける前向きな答弁をいただいたわけですが、何度も申しますが、中学校、大変大きな事業でございますし、町民が注視をしている、そういう大きな事業でございます。

これにつきましては、この間もありましたとおり、やはり十分な議論を経て、そういうふうなプラス補正がないような形でいていただきたいと思えます。

それから計画についても、早目、早目の対応を願いたいというふうに思うんですね。どうしても最後の最後で、やはり行政というのは1年単位で動いておりますから、先ほど15年度の予算質問もいたしました、もう時間的に協議できない、調整できないということが多々ある

わけですね。それが結果として十分なもの、町税が残っていたということも十分もっともとその辺で吟味すればよかったということも、後になってあることもあるというふうに思うんですね。

ですから、年度内当初の中で早目の事務をしていただく。それで協議や質問について、早目に協議を調べていただく、それが大事だと思うんですね。ですから先ほどの給食調理場の問題につきましても、今後このような施設はなかなかできないというふうに思うんですね。ですから、例えば防災の関連はどうするのであろうか、それから福祉に利用できるものか、できないものか等いろいろあるわけですね。そういうものも含めまして、本当に短い間ですけれどもきちっと協議をされて、みんなが納得できるようなもの、みんなが町民が望まれるようなそういう施設、それがむだをなくすことにつながるというふうに思いますので、そのことを強く要望いたしまして一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） どうもご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成16年第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、個人情報保護条例の制定を初め、御宿町一般会計及び特別会計の決算の認定、各補正予算など10議案についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

皆様方から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、今後十分これを尊重、検討いたしまして、町政各般にわたり住民生活の向上、発展に寄与し、町政の運営に遺漏のないよう慎重を期してまいりたいと考えております。

9月に入りましたがまだまだ暑い日が続いておりますので、議員の皆様方におかれましては健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたこと、厚くお礼を申し上げます。

以上で平成16年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

（午後 5時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年11月22日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 松 崎 啓 二

署 名 議 員 式 田 善 隆